

第34回総務省行政事業レビュー推進チーム会合

令和4年9月2日
持ち回り開催

[次第]

- 令和4年度総務省行政事業レビューの結果について

[資料]

- 1 令和4年度総務省行政事業レビューの結果について
- 2 令和3年度実施事業点検結果等
- 3 令和4年度新規事業
- 4 令和5年度新規要求事業
- 5 令和4年度公開プロセス点検結果
- 6 令和5年度予算概算要求への反映状況
- 7 ロジックモデル

[参考資料]

- 1 行政事業レビュー実施要領（令和4年3月25日行政改革推進会議）
- 2 総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領

令和 4 年 9 月 2 日

令和 4 年度 総務省行政事業レビューの結果について

1. 対象事業・結果

- 令和 3 年度に実施した 184 事業
- 全事業について、「行政事業レビュー実施要領」に基づき、レビューシートを作成し、
・事業所管部局による自己点検、行政事業レビュー推進チームによる点検
・一部事業（53 事業）について、外部有識者による点検

を実施し、公表

(※) 上記点検事業に加え、①令和 4 年度新規事業（7 件）、②令和 5 年度新規予算要求事業（16 件）についてレビューシートを作成し、9 月上旬公表予定。

(1) 点検結果

評価区分	事業数
① 廃止	0 事業
② 縮減	2 事業
③ 執行等改善	102 事業
④ 年度内に改善を検討	7 事業
⑤ 予定通り終了	32 事業
⑥ 現状通り	41 事業
合計	184 事業

(2) レビュー対象事業の令和 5 年度予算概算要求への反映結果

40 百万円 (※) 上記 (1) 点検結果のうち、①及び②に係る反映額

2. 公表時期

令和 4 年 9 月 7 日（水） HP 公表

(※) 「行政事業レビュー実施要領」に基づき、概算要求提出期限後 1 週間以内

事業番号	事業名	事業開始年度	事業終了(予定)年度	令和3年度補正予算額	令和3年度執行可総額	令和3年度執行額	外部有識者の所見		行政事業レビュー推進チームの所見	令和3年度当初予算額	令和3年度要求額	前引き	B-A=C	反映額	反映率	反映内容	備考	担当部署	会計区分	項・事項	令和3年度レビューシート番号				令和4年度外部有識者点検対象	令和4年度外部有識者点検対象とした年度	最近の外部有識者点検実施年度	監査対象	補助金等	基金	
							評価結果	所見の概要													1つ目	2つ目	3つ目	3つを越える場合							
							終了予定	令和3年度をもって事業終了。													-	-	-	-							
026	衆議院議員総選挙に必要な経費	令和3年度	令和3年度	67,800	67,800	65,122		「資金の流れD(啓発企画の発注、啓発活動費)の取組上100%の取組を要する」と、契約方式がすべて「その他」になっていて、当初の相手方の選定が適切に行われているか等について、「点検・改善欄」にも記述がまったなく、シートを渡しても、第三者判断できない。 「資金の流れH(委員等旅費、委員手当等)」については、金額の内訳の記載がなく、シートでは記載がない。 「資金の流れE(候補者への無料乗車券の発行)」及び「候補者用無料乗車券の発行」については、「実情に即して」と記述されているものの、「点検・改善欄」に支出内容の検証方法等の記載がなく、支出内容の検証の妥当性が判断できない。	終了予定	令和3年度をもって事業終了。	-	-	-	-	-	予定通り終了	外部有識者の所見を踏まえ、「点検・改善欄」及び「支出上位10項目リスト」に内容を追加した。	自治体事務局	一般会計	(項)選挙制度等整備費(次事項)選挙制度等の整備に必要な経費	第21-0001-					書面点検	前年度新規	前年度新規			
施策名: IV 電子自治体の推進																															
027	情報システム高度化等推進事業	平成16年度	終了予定なし	272	272	269		「2人(デジタル経営アドバイザー4、最高情報セキュリティアドバイザー1、PM)の支援が、情報セキュリティ対策支援、メールセキュリティ強化」という「アウトプット」指標に対して、「情報セキュリティ研修(ワークショップ)受講率」がアウトカム指標になっているが、「効果」による「効果」が未来のアウトカムではないものではない。もちろん、効果の動向が難しい面があることは理解できる。事業レビュー、改善評価の観点からロジックモデルの再検証を(アンケートによる研修効果の検証等の追加調査など)。	事業内容の一部改善	外部有識者の所見を踏まえ、適正な予算執行に努めること。		325	324	▲1	-	年度内に改善を検討	本事業は、情報システムの高度化を行うために幅広い取組を実施するものであり、トータルでのアウトカム指標が困難なところはあるが、強弱を調整し実行し、可能な限り効果を検証しに据え置きながら進捗を定めていくよう努めてまいりたい。	大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報推進室	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-0026-	-	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象			
028	総務省共通基盤支援設備整備・運用等事業	平成14年度	令和3年度	198	198	195		Service Level Agreement の水準が100%(99.9%) というのは望ましい水準というよりもむしろあってはならない水準であるといえ、とするならば、コストの問題が大きな課題になる。関連する追加的サービスが追加されているものはこの種の公共的サービスの提供であるといえるが、その際の競争性、競争性の担保が重要ポイントになるといえる(参加資格、公募期間等の見直しがある、厳格な審査が必要であることは構造的な問題なのか、厳格な審査の必要性)。	事業内容の一部改善	外部有識者の所見を踏まえ、適正な予算執行に努めること。		-	-	-	-	予定通り終了	令和4年度よりデジタル庁へ一括し、	大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報推進室	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-0028-	-	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象			
029	総務省ホームページ運営事業	平成12年度	令和3年度	80	80	71			終了予定	令和3年度をもって、事業終了。	-	-	-	-	予定通り終了	令和3年度をもって、事業終了。	大臣官房企画課広報課広報室	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-0029-	-	-	-	-	書面点検		平成30年度対象				
030	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費	平成15年度	終了予定なし	4	4	2.0		謝金と旅費等を支出して説明会を開くことと何らかの向上を図るという目的が、より大きな経費で実現しなくてはならないが、この「切り取られた」範囲の事業については「自己点検」の結果、自己点検の結果が毎年評価(1)で評価されている点については追加説明が必要ではないか(実際上、追加説明が必要ではないか等)。	事業内容の一部改善	外部有識者の所見を踏まえ、追加説明についての検証を行いつつ、更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。		3	3	-	-	執行等改善	セキュリティ説明会等を地方公共団体向けに開催することで、各地方公共団体のセキュリティに対する意識の向上を図るとともに、住民基本台帳ネットワークシステムに係る研究費の削減により有識者からの知見を得ているもの。自己点検の結果を踏まえて、より大きな理由としては、住民基本台帳を利用する関係者全てに住民基本台帳のセキュリティ対策を徹底させた(関係者等も含む)に対し、初任時だけでなく一定期間毎に研修を行うことを求める項目について、実施できていない団体が存在していることによるものであることから、引き続き適切にトレーニングなどを通じて取組を進めてまいりたい。	自治体事務局	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-0032-	-	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象			
031	地方行政情報化に関する一般事務・災害時における情報通信メディアの活用に関する経費	平成23年度	終了予定なし	82	82	82		事業それ自体については引き続き適切な進捗をお願したい。契約については、標準となる仕様になっているのか、それとも仕様変更を要するものがあるのか改めて確認が必要と思われる。	事業内容の一部改善	外部有識者の所見を踏まえ、競争環境を促進する方法を検討しつつ、更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。		12	12	-	-	執行等改善	引き続き、更なる経費の効率化を図り、一先期札とならないよう適正な予算執行に努めること。	自治体事務局	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-0033-	-	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象			
032	電磁的記録式投票導入支援経費	平成14年度	終了予定なし	33	33	-		実績がない以上、レビューは困難。今後の動向予測も困難かつ、適切な対応をお願したい。	現状通り	適正な予算執行に努めること。		11	11	-	-	現状通り	適正な予算執行に努めていく。	自治体事務局	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-0034-	-	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象			
033	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等経費	平成16年度	終了予定なし	483	114	105		アウトカム指標の設定がないものに政策に係るレビューを行うのは困難。「使い勝手」のよさを要するポイントとしているが、このユーザー側からの視点からの評価はできない。	事業内容の一部改善	外部有識者の所見を踏まえ、アウトカム指標の設定方法を検討しつつ、更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。		59	139	80	-	執行等改善	外部有識者の所見を踏まえ、アウトカム指標の設定を行った。なお、引き続き適正な予算執行に努めること。	自治体事務局	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-0035-	-	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象			
034	地方財政決算情報管理システム等運営経費	平成13年度	終了予定なし	242	242	239		外部有識者による点検対象外	現状通り	引き続き、適正な予算執行に努めること。		242	242	-	-	現状通り	引き続き適正な予算執行に努めつつ、事業目的の達成を図ってきたい。	自治体事務局	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-0036-	-	-	-	-	書面点検		平成30年度対象			
035	マイナンバーカードの普及に係る広報活動の強化に関する経費	令和3年度	令和4年度	15,331	7,846	5,779		「定量的な数値目標」は設定できないというが、広報事業としては、何らかの目標、成果目標は立てられないだろうか(認知度、浸透度等)。	事業内容の一部改善	外部有識者の所見を踏まえ、定量的な成果目標の設定を検討しつつ、更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。		-	-	-	-	執行等改善	外部有識者の意見を踏まえ、成果目標等を記載・修正した。なお、今後も引き続き適切な予算執行に努めていきたい。	自治体事務局	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	書面点検	前年度新規	前年度新規			
036	社会保障・税番号制度の導入及び活用の検討に関する経費(個人番号カードの普及・活用に関する経費)	平成24年度	終了予定なし	28	28	8		外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	一社応札がある現状を踏まえ、参入要件の緩和を検討するなど、一社応札の是正に努めること。		36	36	-	-	執行等改善	外部有識者の意見を踏まえ、参入要件の緩和と、一社応札の是正に関する調査を行うため、引き続き調査研究を行い、適正な予算執行に努めること。 なお、一社応札の是正に関する指図について、未契約は令和3年度のみ生じた契約条件であるため、現状、指図の一社応札の是正対象となる契約条件はないが、今後、類似の契約条件があれば指図を踏まえて対応したい。	自治体事務局	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-0038-	-	-	-	-	書面点検		令和元年度対象		○	
038	社会保障・税に関する番号制度に関するシステム構築等に要する経費	平成25年度	終了予定なし	111,617	167,686	87,333		外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。		102,721	52,070	▲50,651	-	執行等改善	国、地方を通じた行政のデジタル化が喫緊の課題となる中、マイナンバーカードの普及拡大の重要度はますます高まっており、マイナンバーカードは、今後国民間を様々なサービスで用いられる予定である。普及拡大に関する調査研究を行うため、引き続き調査研究を行い、適正な予算執行に努めること。 なお、一社応札の是正に関する指図について、未契約は令和3年度のみ生じた契約条件であるため、現状、指図の一社応札の是正対象となる契約条件はないが、今後、類似の契約条件があれば指図を踏まえて対応したい。	自治体事務局	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-0040-	-	-	-	-	書面点検		令和元年度対象		○	
039	番号制度の実現に必要なシステム整備等事業	平成24年度	終了予定なし	2,073	2,073	2,069		各自治体の支出状況についての追加調査の情報が少ない。当初予算と実際の支出額が異なる点については、それは追加調査と見えないものではないだろうか。ロジックモデルの再考が必要と思われる。	事業内容の一部改善	外部有識者の所見を踏まえ、アウトプット、アウトカム指標の是正を行うつつ、更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。		12	12	-	-	執行等改善	性質上アウトプット及びアウトカム指標が共に同じ対象となる。今後も引き続き適切な予算執行に努めてまいりたい。	自治体事務局	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-0041-	-	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象		○	○
040	電子行政サービスの改善に関する調査研究等に要する経費	平成25年度	終了予定なし	40	40	15		外部有識者による点検対象外	現状通り	引き続き、適正な予算執行に努めること。		2	2	-	-	執行等改善	引き続き、適正な予算執行に努めること。	自治体事務局	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-0042-	-	-	-	-	書面点検		令和元年度対象			
041	自治体情報セキュリティ強化対策事業	平成29年度	終了予定なし	35	240	193		外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	一社応札がある現状を踏まえ、参入要件の緩和を検討するなど、一社応札の是正に努めること。		74	74	-	-	執行等改善	引き続き総合評価導入札等による効果的な事業執行に努めるとともに、一社応札の是正を踏まえ、一社応札の是正に努めていく。	自治体事務局	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-0043-	-	-	-	-	書面点検		平成30年度対象		○	
042	在外選挙人の投票環境の向上のために必要な経費	平成31年度	令和4年度	50	50	44		アウトプット指標の記載方法が説明不足の恐れがある。当初予算と実際の支出額が異なる点については、それは追加調査と見えないものではないだろうか。ロジックモデルの再考が必要と思われる。	事業内容の一部改善	有識者の所見を踏まえ、アウトプット指標の記載方法を検討しつつ、更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。 一社応札がある現状を踏まえ、参入要件の緩和を検討するなど、一社応札の是正に努めること。		52	52	-	-	年度内に改善を検討	外部有識者の所見を踏まえ、活動指標の再検討を要する。引き続き適正な予算執行に努めるとともに、取組の成果を適切に検証するよう努めていく。 なお、一社応札の是正に関する指図については、未契約は令和3年度のみ生じた契約条件であるため、現状、指図の一社応札の是正対象となる契約条件はないが、今後、類似の契約条件があれば指図を踏まえて対応したい。	自治体事務局	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-0044-	-	-	-	-	書面点検	最終実施年度	最終実施年度			
043-1	マイナンバーカードを活用した消費生活化と国民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築に関する経費	平成31年度	令和3年度	25,005	199,153	88,200		外部有識者による点検対象外	終了予定	令和3年度で事業終了。	-	-	-	-	予定通り終了	令和3年度で事業終了。	自治体事務局	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費(次事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-0045-	-	-	-	-	書面点検		令和2年度対象		○		

事業番号	事業名	事業開始年度	事業終了(予定)年度	令和3年度補正後予算額	令和3年度執行可総額	執行額	外部有識者による点検対象外	行政事業レビュー推進チームの所見		令和4年度当初予算額 A	令和5年度要求額 B	前引き B-A=C	反映額	反映状況				備考	担当部署/庁	会計区分	項・事項	令和3年度レビューシート番号				令和4年度外部有識者点検対象外	令和4年度外部有識者点検対象とした項目	最近の外部有識者点検実施年度	委託調査	補助金等	基金														
								評価結果	所見の概要					1つ目	2つ目	3つ目	3つ目を超える場合																												
043-2	マイナポイント第2弾に要する経費	令和3年度	令和4年度	1,813,406	14,856	14,856	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	執行等改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。	自治体事務局	一般会計	(項) 電子政府・電子自治体推進費 (大事項) 電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度新規																		
044	マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に要する経費	令和2年度	令和4年度	4,959	6,365	6,314	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	外部有識者の所見を踏まえ、レビューシートの記載方法について検討し、更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	3,232	-	▲3,232	-	執行等改善	費用感を踏まえ活動概要を修正した。また、委託契約について、J-15が受託した業務の一部を再委託。再々委託する際は、あらかじめ総務部に承認を得なければならない旨について定めており、承認の取扱い、再委託する業務内容、金額等について確認している。	自治体事務局	一般会計	(項) 電子政府・電子自治体推進費 (大事項) 電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	書面点検	最終実施年度	最終実施年度																			
045	PPAの導入に要する経費	令和2年度	終了予定なし	9	9	9	外部有識者による点検対象外	現状通り	引き続き、適正な予算執行に努めること。	8	8	-	-	執行等改善	執行予定を踏まえて要求額の精査を行い、適切な予算執行に努める。	自治体事務局	一般会計	(項) 電子政府・電子自治体推進費 (大事項) 電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	0047	-	-	令和3年度対象																		
047	デジタル基盤改革支援補助金	令和2年度	令和7年度	31,681	31,681	31,681	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	引き続き、事業の進捗管理調査を行い、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	執行等改善	引き続き経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。	自治体事務局	一般会計	(項) 電子政府・電子自治体推進費 (大事項) 電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	0049	-	-	令和3年度対象																		
048	マイナンバーカード所有者に係る届出証明書の事前通知に要する経費	令和3年度	令和4年度	8,241	8,241	454	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	1. オンラインでの届出書の利用が多くなれば業務負担の軽減が期待できないので、何らかの方法で効果を把握・分析し、利用促進等を検討することが必要である。また、デジタル化が進むにつれて、ある程度の取扱いに耐えられないような、経済効果の検証が必要である。 2. ロジックモデルのさらなる具体化、明確化が必要である。 3. 自治体に対する補助金により適切な調達が行われているか、適正性・透明性について、注視するべきである。	493	-	▲493	-	執行等改善	本事業が効果を発揮するには、マイナンバーカードの普及率が重要であることから、事業効果がしっかりと表れるよう、デジタル庁とも連携しつつ、カードの普及促進などの仕組みの構築に取り組む。また、事業開始後は、アウトカム指標について必要な検証を行う。また、マイナンバーカードの普及率の向上を図るため、自治体に対する補助金の交付決定を行うに当たっては、地方公共団体からの報告数値等について精査を行うなど、透明性・適正性について注視する。	自治体事務局	一般会計	(項) 電子政府・電子自治体推進費 (大事項) 電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	新21	0008	-	-	公開プロセス	その他	前年度新規																				
施策名：V-1 情報通信技術の研究開発・標準化の推進																																													
049	戦略的情報通信技術研究開発推進事業	平成14年度	令和8年度	990	990.0	890.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	630	289	▲341	-	執行等改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
050	情報通信分野の研究開発に関する調査研究	平成4年度	終了予定なし	24	34.0	21.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	34	34	-	-	執行等改善	所見を踏まえ、調査検討項目の精査、複数からの見積取得の徹底等、引き続き適正な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術分野の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
051	情報通信分野における戦略的な標準化活動の推進	平成16年度	終了予定なし	118	118.2	98.2	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	125	125	▲0	-	執行等改善	令和4年度においても、総合標準化方式等の一環として標準化を進め、さらなる経費の効率化に努めている。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術分野の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
052	医療・介護・健康データ利活用基盤高度化事業(医療研究開発推進事業費補助金)	平成28年度	終了予定なし	500	523.0	504.7	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	450	540	90	-	現状通り	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。なお、医療研究開発推進事業は、国立研究開発法人基盤研究開発機構(AIED)が健康・医療戦略推進法(平成26年法律48号)第18条第1項に規定する医療分野研究開発推進目標に基づき、大学・研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその推進業務の一環として、都府県からAIEDへ事業費の一部交付を決定した後、研究開発推進者に係る事業費を交付するAIEDが行う。よって、AIEDの定める規程に準拠して行う必要があるため補助金事業として実施される。	情報流通行政局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
053	ナショナルサイバートレーニングセンターの強化	平成29年度	令和7年度	1,199	1,199.0	1,025.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,187	1,300	113	-	執行等改善	演習シナリオやカリキュラムの作成について、毎年のトレンドに合わせて新たに作成が必要があるが、既存シナリオの一部も活用することで効率的に実施している。また、受講者が演習内容を持ち帰る仕組み(共有)活用できるようなツールの提供についても、引き続き対応を進め、加えて、構築したオンライン演習を適用し、サイバーセキュリティ対策の普及を図る。また、主要都市から離れた小規模自治体についても未受講自治体の解消に努める。	サイバーセキュリティ統括官	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
054	衛星通信における量子暗号技術の研究開発	平成30年度	令和4年度	980	500.0	482.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	執行等改善	・宇宙実証のための装置打ち上げ機は半年間に1度程度あるため、令和3年度中に打ち上げ機会を確保できる見込みであったため、経費予算により前倒しで実施することと予定していたが、繰越明許しによる影響、進捗遅延に追加の実行が必要となり、計画が後ろ倒しとなった。そのため、打ち上げ機が令和4年度となり、金額を繰り越して実施することとなったのである。繰越事由にそれらの理由を記載した。 ・研究成果の普及状況などにより事業進捗等を検証しつつ、事業に事業を進める。また、経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
055	新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発	平成30年度	令和3年度	0	953.0	945.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	予定通り終了	令和3年度をもって事業終了。	国際戦略局 総合通信基盤局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
056	グローバル量子暗号通信構築のための研究開発	令和2年度	令和6年度	1,454	1,454.0	1,371.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,250	1,330	80	-	執行等改善	研究成果の普及状況などにより事業進捗等を検証しつつ、事業に事業を進める。また、経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	0060	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
057	多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発	令和2年度	令和6年度	1,400	1,400.0	1,371.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,270	1,270	-	-	執行等改善	委託事業における実施項目の精査、経費執行の際の取組からの見直し等の実施、引き続き目標達成及び効率的な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	0061	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
058	Beyond 5G研究開発促進事業	令和2年度	終了予定なし	20,000	-	-	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	10,000	15,000	事項要求	#VALUE!	-	現状通り	今年度実施するターゲット評価において、経済効果の研究開発の進捗、加えて、産学連携等を実施し、経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	0062	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
059	サイバーセキュリティ-総合的・人材育成基盤の構築	令和2年度	令和7年度	700	700.0	552.7	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	700	850	150	-	執行等改善	目標の達成に努めるとともに、適正な予算執行に努める。	サイバーセキュリティ統括官	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-	0063	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
060	グローバル量子暗号通信構築のための衛星量子暗号通信の研究開発	令和3年度	令和7年度	1,500	1,320.0	991.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,500	1,500	-	-	執行等改善	・総務省で実施している「ICT重点技術の研究開発プロジェクト」においては、研究開発終了後、一定期間を経過してから研究成果の普及状況等の検証を実施し、その結果を評価して公表している。 https://www.soumu.go.jp/information/saisaku/ict404/ict404-02tsushi03_04000437.html ・研究成果の普及状況などにより事業進捗等を検証しつつ、事業に事業を進める。また、経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	新21	0002	-	-	書面点検	前年度新規	前年度新規																				

事業番号	事業名	事業開始年度	事業終了(予定)年度	令和3年度 補正後予算額	令和3年度 執行 可概算	執行額	外部有識者の所見		行政事業レビュー推進チームの所見		令和4年度 当初予算額	令和5年度 要求額	前引き B-A=C	反映額	反映状況		備考	担当部署/庁	会計区分	項・事項	令和3年度レビューシート番号				令和4年度外部有識者 点検対象とした項目	令和4年度外部有識者 点検実施年度	最近の外部有識者点 検実施年度	委託 調査	補助 金等	基金
							詳細結果	所見の概要	1つ目	2つ目					3つ目	3つ目を超える場合														
																					評価結果	所見の概要	1つ目	2つ目						
061	グローバルな情報収集等に対応した多言語翻訳技術の高度化	令和3年度	令和4年度	6,034	-	-	終了予定	令和4年度をもって事業終了。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	-	-	予定通り終了	-	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	審議会点検	前年度新規	前年度新規								
062	量子通信ネットワークの社会実装のための広域テストベッド整備	令和3年度	令和3年度	9,000	-	-	終了予定	令和4年度をもって事業終了。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	-	-	予定通り終了	-	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	審議会点検	前年度新規	前年度新規								
063	衛星コンステレーションにおける量子通信を実現するための光地上層テストベッド整備の整備	令和3年度	令和3年度	5,050	-	-	終了予定	令和4年度をもって事業終了。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	-	-	執行改善	-	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	審議会点検	前年度新規	前年度新規								
064	次世代の人工知能技術の実現のための脳神経データ収集基盤の整備	令和3年度	令和3年度	3,900	-	-	終了予定	令和4年度をもって事業終了。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	-	-	予定通り終了	-	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	審議会点検	前年度新規	前年度新規								
065	防災・減災のためのリモートセンシング技術による高精度データの収集・分析・配信技術の開発及び基盤の整備	令和3年度	令和3年度	4,384	-	-	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	1,300	1,300	-	1,300	-	現状通り	-	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	審議会点検	前年度新規	前年度新規								
066	グリーン・デジタル社会を実現するためのICTデバイス研究開発・開発環境の整備	令和3年度	令和3年度	15,400	-	-	終了予定	令和4年度をもって事業終了。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	-	-	予定通り終了	-	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信技術研究開発推進費 (大事項) 情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	審議会点検	前年度新規	前年度新規								

施策名：V-2 情報通信技術高度化活用推進																															
067	地球情報化の推進(本省)	平成20年度	終了予定なし	121	130.0	100.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	105	125	20	-	執行改善	引き続き競争原簿を働かせた開拓や、出展における「先行入札」の活用、予て協議の活用を検討すること等により経費の削減に努める。		情報流通行政局	一般会計	(項) 情報通信技術高度化活用推進費 (大事項) 情報通信技術の活用高度化に必要な経費	-	0064	-							令和元年度対象	○	
068	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業	平成13年度	終了予定なし	130	500.0	484.0	国費投入の必要性について、「情報バリアフリー」については、市場が潤っていることから、国庫補助金は不要であることが認められる」とあるが、障害者だけでなく高齢者の認知機能に関する研究開発についても必要経費の約1/3までの助成が行われている。高齢者市場は大きく、障害者たの技術開発と国庫補助金の投入の必要性があることを別添示す必要がある。	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	130	130	-	-	現状通り	(外部有識者の所見への回答) 国庫補助金で対応した通り、通信・放送分野における「先行入札」の活用、予て協議の活用を検討すること等により経費の削減に努める。国庫補助金は不要であることが認められる」とあるが、障害者だけでなく高齢者の認知機能に関する研究開発についても必要経費の約1/3までの助成が行われている。高齢者市場は大きく、障害者たの技術開発と国庫補助金の投入の必要性があることを別添示す必要がある。		情報流通行政局	一般会計	(項) 情報通信技術高度化活用推進費 (大事項) 情報通信技術の活用高度化に必要な経費	審議会点検	その他	前年度新規	前年度新規				令和元年度対象	○			
069	字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進	平成9年度	終了予定なし	500	500.0	484.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	557	600	43	-	執行改善	字幕番組、解説番組及び手話番組を一層普及させるため、平成20年2月に採択された「字幕番組制作費」において定めた目標が達成できよう、適正な予算執行を行う。		情報流通行政局	一般会計	(項) 情報通信技術高度化活用推進費 (大事項) 情報通信技術の活用高度化に必要な経費	-	0066	-							平成30年度対象	○	

Table with columns: 事業番号, 事業名, 事業開始年度, 事業終了(予定)年度, 令和3年度修正予算額, 令和3年度執行可能額, 令和3年度執行額, 外部有識者の意見, 行政事業レビュー推進チームの所見, 令和4年度当初予算額, 令和5年度要求額, 前引き, 反映額, 反映状況, 備考, 担当部署, 会計区分, 項・事項, 令和3年度レビューシート番号, 令和4年度外部有識者点検対象とした項目, 令和4年度外部有識者点検実施年度, 最近の外部有識者点検実施年度, 委託調査, 補助金等, 基金.

事業番号	事業名	事業開始年度	事業終了(予定)年度	令和3年度補正後予算額	令和3年度執行可概算	令和3年度執行額	外部有識者の意見	行政事業レビュー推進チームの所見		令和4年度当初予算額	令和5年度要求額	前引き	反映額	反映内容	備考	担当部署	会計区分	項・事項	令和3年度レビューシート番号				令和4年度外部有識者点検対象	令和4年度外部有識者点検対象とした項目	最近の外部有識者点検実施年度	委託調査	補助金等	基金														
								評価結果	所見の概要										1つ目	2つ目	3つ目	3つ目を超える場合																				
090	インターネットラック流通効率化等促進事業	令和2年度	令和3年度	0	998.0	977.0	外部有識者による点検対象外	終了予定	令和3年度をもって事業終了。	-	-	-	-	予定通り終了	令和3年度をもって事業終了。	総合通信基盤局	一般会計	(項)情報通信技術高度化利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	0100					-	令和3年度対象		○															
091	先進的仮想型ネットワークの基礎技術の研究開発	令和2年度	令和3年度	0	390.0	381.8	外部有識者による点検対象外	終了予定	令和3年度をもって事業終了。	-	-	-	-	予定通り終了	令和3年度をもって事業終了。	総合通信基盤局	一般会計	(項)情報通信技術高度化利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	0101					-	令和3年度対象		○															
092	マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等の実現に向けた実証等	令和2年度	令和4年度	0	971.0	967.0	重要な取り組みと考えられるが、委託している4社の相互関係、業務の区分けなどコメント上も分かるように明示した方がよい。	終了予定	令和4年度をもって事業終了。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	予定通り終了	御指摘を踏まえ、資金の流れに委託業務の切り分けを明示して記載。	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術高度化利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	0102					書面点検	最終実施年度	最終実施年度																
093	デジタル活用環境構築推進事業 デジタル活用支援推進事業	令和2年度	令和7年度	402	341.0	239.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,670	2,100	430	-	現状通り	経費の無駄が生じないよう、効率的な執行を行う。	重要政策推進枠 2,100	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術高度化利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	0103					-	令和3年度対象		○	○													
094	放送コンテンツを活用した海外への情報発信事業	令和2年度	令和3年度	0	489.0	480.0	外部有識者による点検対象外	終了予定	令和3年度をもって事業終了	-	-	-	-	予定通り終了	令和3年度をもって事業終了	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術高度化利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	0098					-	令和3年度対象																	
095	放送コンテンツ等のネットワーク配信の促進に関する調査研究	令和3年度	令和5年度	140	140.0	139.0	ネットワーク配信に係る権利処理が主題の事業において、なぜ個人情報保護が権利処理における中心的な課題であるのかに関する説明が必要と思われる。また、本活動の目的が「個人情報保護」の活動と整合していないように思われる。	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	110	500		-	現状通り	本事業は、放送コンテンツの必要な流通を促進するための取組であり、ネットワーク配信をより促進するために必要な、データの利活用と個人情報の保護の両立を目指した取組を行なったもの。権利処理、データの保護と利活用についてそれぞれ課題意識を明確にし、予算については、引き続き経費の効率化及び適正な執行に努める。	重要政策推進枠 2,100	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術高度化利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	新21 - 0003 -				書面点検	前年度新規	前年度新規		○														
096	インターネットラック流通効率化等促進事業	令和3年度	令和4年度	799	-	-	活動内容ごとに適切な目標が設定されていると評価される。(長期的には、目標として地方のネットワークラック量の増加が、他方、削減比率などを設定することが考えられる)	終了予定	令和4年度をもって事業終了。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	2	-		▲2	現状通り	所見を踏まえ、適正な予算執行に努める。	総合通信基盤局	一般会計	(項)情報通信技術高度化利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必要な経費						書面点検	前年度新規	前年度新規																
097	サイバー攻撃インフラ検知等の精緻なセキュリティ対策総合実証	令和3年度	令和5年度	1,800	-	-	適切な活動内容の分割、活動目標、成果目標等の設定が行われていると考えられる。	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	1,797	1,797	-	執行等改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。	重要政策推進枠 1,797	サイバーセキュリティ総括官	一般会計	(項)情報通信技術高度化利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必要な経費						書面点検	前年度新規	前年度新規															
098	デジタル教育プラットフォーム活用支援事業	令和3年度	令和3年度	160	-	-	2番目の活動内容について成果目標、成果指標が記載されていないため、明示すべきである。	終了予定	令和4年度をもって事業終了。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	現状通り	2番目の活動内容について成果目標、成果指標を明示した。	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術高度化利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必要な経費						書面点検	前年度新規	前年度新規																
施策名：Y-3 放送分野における利用環境の整備																																										
099	放送ネットワーク整備支援事業	平成26年度	終了予定なし	233	602.0	481.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	195	66	▲129	-	執行等改善	引き続き、適正な予算執行に努める。	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術利用環境整備費 (大事項)情報通信技術の利活用環境整備に必要な経費	- 0104 -																							
100	放送政策に関する調査研究	平成19年度	終了予定なし	83	83.0	74.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	138	138		-	執行等改善	費目・使途を放送分野において整備すべき制度や対応すべき課題、更なる検討が必要な事項等に係る調査、分析等に努めることにより、調査費にのびる調査項目を絞り込むこと等により、引き続き適正な予算執行に努める。	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術利用環境整備費 (大事項)情報通信技術の利活用環境整備に必要な経費	- 0105 -																							
101	国際放送の実施	昭和26年度	終了予定なし	3,594	3,594.0	3,594.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	3,594	3,594		-	現状通り	引き続き、放送法の規定に基づき海外に実地放送を行う。国として必要な国際放送の促進を実施に努める。	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術利用環境整備費 (大事項)情報通信技術の利活用環境整備に必要な経費	- 0106 -																							
102	地域1CT強化事業	平成26年度	終了予定なし	15	15.2	11.5	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	19	19		-	執行等改善	引き続き、送信点調査、運用訓練、説明会等の効果的な取組を実施するなどして、適切な執行管理を徹底し、適正な予算執行に努める。	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術利用環境整備費 (大事項)情報通信技術の利活用環境整備に必要な経費	- 0107 -																							
103	「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ化による防災安全性強化事業	平成30年度	令和7年度	2,195	2,010.0	1,334.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	900	2,000	1,100	-	執行等改善	引き続き、適正な予算執行に努める。	重要政策推進枠 2,000	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術利用環境整備費 (大事項)情報通信技術の利活用環境整備に必要な経費	- 0108 -																						
104	放送コンテンツ製作取扱いに関する相談・紛争解決促進事業	令和元年度	終了予定なし	40	40.0	37.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	40	40		-	執行等改善	放送者(放送大団)は、下請中小企業等取組法上の主要な取組として、放送コンテンツ分野に関する下請中小企業の振興に資するべく、「放送コンテンツ製作取引適正化推進ガイドライン」を策定し、適正な製作取引の確保を推進している。その取組から、(1)から(3)を踏まえ、実態を踏まえた取引ルールの整備及びその周知徹底、関係者に対する取組の徹底などにより、製作主体が権利し、員費で発生する放送コンテンツの製作・流通が促進されることにより、取組が推進されることとされている。 (1) 制作会社及び放送事業者に対するアンケートにより、放送コンテンツの製作取引に関する実態調査を実施するとともに、クロス業界との手法によって、制作現場の取組状況について定量的な分析を実施することで、放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの訂正、事業全体のガイドライン策定、改善状況の可視化し、改善が求められる関係者に対してはガイドライン運用支援の実施を行うこととしている。 (2) アンケートを踏まえた観点から、制作会社及び放送事業者それぞれに対して、グループ化/リンク等を実施し、アンケートだけでは把握できない製作取引の取組実態のアンケート調査を実施して行っている。 (3) 放送者(制作会社等)が放送者(放送事業者等)との間で発生する放送コンテンツの製作取引に関する紛争的課題について、弁護士等専門相談員による相談支援(弁護士への無料法律相談会の企画、実態の相談窓口の確保など)し、迅速かつ円滑な問題解決を図る取組を推進している。また、「取組導入(総合研修方式)等により透明性を確保することにより、関係者からの取組理解を促進するなど、取組を推進し、引き続き適正な予算執行を行っている。	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術利用環境整備費 (大事項)情報通信技術の利活用環境整備に必要な経費	- 0110 -																							
105	ケーブルテレビネットワーク化による防災安全性強化事業	令和元年度	令和3年度	0	63.0	63.0	外部有識者による点検対象外	終了予定	令和3年度をもって事業終了。	-	-	-	-	予定通り終了	予定通り事業を終了した。	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術利用環境整備費 (大事項)情報通信技術の利活用環境整備に必要な経費	0111																							
106	BS右近圏域の再編に係る経費	令和2年度	令和3年度	200	200.0	198.5	外部有識者による点検対象外	終了予定	令和3年度をもって事業終了。	-	-	-	-	予定通り終了	令和3年度をもって事業終了。	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術高度化利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	0112																							
107	ケーブルテレビネットワークの構築におけるローカル5G活用技術に関する調査研究	令和3年度	令和4年度	130	130.0	123.0	本事業の主眼は技術開発にあると考えられるが、委託のうち一部の部分が技術開発の中心を担っているのか分りやすく示すべきである。	終了予定	令和4年度をもって事業終了。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	130			▲130	-	予定通り終了	本事業は、ローカル5Gを活用したケーブルテレビネットワークの構築に関する技術調査を行うとともに、ケーブルテレビによる放送サービスを確保するための制度整備に係る検討等を行うためのものであり、「資金の流れ」において記載のとおり、「総務省」において、「(社)日本ケーブルラボ」が中心となり、ケーブルテレビネットワークにおけるローカル5G活用技術の開発等を実施した。	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術利用環境整備費 (大事項)情報通信技術の利活用環境整備に必要な経費	新21 - 0004 -				書面点検	前年度新規	前年度新規																
108	地上放送のインフラのあり方に関する調査研究	令和3年度	令和3年度	100	100.0	98.0	現時点では適切に目標設定等が行われている。(長期的には、本事業で行った分析の結果が放送コンテンツの選択に活用され、重点化に活用されることと成果であると考えられるが、現時点では記載の目標でもやむを得ないと思われる。)。	終了予定	令和3年度をもって事業終了。	-	-	-	-	予定通り終了	令和3年度をもって事業終了。	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術利用環境整備費 (大事項)情報通信技術の利活用環境整備に必要な経費	新21 - 0005						書面点検	前年度新規	前年度新規															

Table with columns for project details, financial data, and status. Includes rows for projects like '電気通信事業分野における事業者利益確保のための調査研究' and '電波の監視等に必要経費'.

																				(単位：百万円)													
事業番号	事業名	事業開始年度	事業終了(予定)年度	令和3年度補正予算額	令和3年度		外部有識者による点検対象外	行政事業レビュー推進チームの所見		令和4年度当初予算額 A	令和5年度要求額 B	差引き B-A=C	反映額	反映内容				備考	担当部署	会計区分	項・事項	令和3年度レビューシート番号				令和4年度外部有識者点検対象	令和4年度外部有識者点検対象とした年度	最近の外部有識者点検実施年度	委託調査	補助金等	基金		
					執行可能額	執行額		評価結果	所見の概要					1つ目	2つ目	3つ目	3つ目を超える場合																
					結果	内容		1つ目	2つ目													3つ目	3つ目を超える場合										
132	公共安全LTEの実現のための安定性・信頼性向上に向けた技術的検討	令和元年度	令和4年度	2,600	-	-	外部有識者による点検対象外	終了予定	令和4年度をもって事業終了。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	予定通り終了	予算執行に当たっては、十分な成果も効率よく得られたが、高度な技術が1号入札、高帯域帯域で行われており、コスト削減に繋がっていないとは考えにくい。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費 (大事項) 電波利用料財源電波監視技術の研究開発等に必要経費	-	0138	-	-	-	-	書面点検	最終実施年度	最終実施年度						
133	電波伝搬の観測・分析等の推進	令和元年度	終了予定なし	1,498	1,498.0	1,405.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,498	1,498	-	-	執行等改善	高度かつ適正な予算執行のため、経理処理等に要した検査を昨年度に引き継ぎ実施するとともに、誤謬の少ない経費管理の改善を図りつつ、更なる適正な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費 (大事項) 電波利用料財源電波監視技術の研究開発等に必要経費	-	0139	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象							
134	無線システム普及支援事業 (高度無線環境整備推進事業)	令和元年度	終了予定なし	5,464	42,950.0	38,063.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	3,683	7,061	3,378	-	執行等改善	引き続き適正な予算執行に努める。	重要政策推進枠 4,971	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0140	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象						
135	無線システム普及支援事業 (地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)	令和元年度	終了予定なし	45	74.0	67.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	148	105	▲43	-	執行等改善	引き続き、交付決定の際には公募を行い、外部有識者による評価を実施するとともに、事業の効果や効率性に留意し執行を行うよう努める。	情報流通行政局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0141	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象							
136	IoTの安心・安全かつ適正な利用環境の構築	令和元年度	令和5年度	1,283	1,283.0	1,200.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,143	1,202	59	-	執行等改善	今後も引き続き、更なる経費の効率化を図り、適切な予算執行に努める。	サイバーセキュリティ・総務情報流通行政局 総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費 (大事項) 電波利用料財源電波監視技術の研究開発等に必要経費	-	0142	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象							
137	仮想空間における電波模擬システム技術の高度化	令和2年度	令和5年度	3,501	3,250.0	3,221.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	2,102	1,500	▲602	-	執行等改善	高度かつ適正な予算執行のため、経理処理等に要した検査を昨年度に引き継ぎ実施するとともに、誤謬の少ない経費管理の改善を図りつつ、更なる適正な予算執行に努める。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料財源電波監視技術の研究開発等に必要経費	-	0144	-	-	-	-	書面点検	令和3年度対象							
138	課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証	令和2年度	令和4年度	12,980	5,023.0	4,868.0	外部有識者による点検対象外	終了予定	令和4年度をもって事業終了。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	4,000	-	▲4,000	-	予定通り終了	令和4年度をもって事業終了。事業内容を精査し、更なる経費の効率化を図るなど、適正な予算執行に努める。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0145	-	-	-	書面点検	最終実施年度	最終実施年度							
139	電波の利用状況調査・公表	令和2年度	終了予定なし	347	347.0	222.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	348	348	-	-	執行等改善	入札状況の検証や契約期間の確保を図るなど入札を促すための取組を行うとともに、今後も更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	-	0146	-	-	-	-	書面点検	令和3年度対象							
140	5G高度化等に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進	令和3年度	終了予定なし	544	544.0	438.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	993	993	-	-	執行等改善	動向調査等については、事業者は複数事業者から競争入札を確保した上で、一般競争入札(総合評価方式)により選定し実施しているが、併せて競争入札を確保し、一層の競争性向上を確保し、適正かつ効果的な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費 (大事項) 電波利用料財源電波監視技術の研究開発等に必要経費	新21-	0006	-	-	-	書面点検	前年度新規	前年度新規							
141	5G高度化等に向けた国際標準推進事業	令和3年度	終了予定なし	196	196.0	129.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	248	196	▲52	-	執行等改善	所見を踏まえ、アワードの内容を「国際カンパニースタンド」から「5G Beyond 5G」に修正し、国際標準化に努めること。	国際戦略局	一般会計	(項) 電波利用料財源電波監視等実証費 (大事項) 電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	新21-	0007	-	-	-	書面点検	前年度新規	前年度新規							
施策名：V-6 ICT分野における国際戦略の推進																																	
142	国際会議への対応	平成17年度	終了予定なし	230	225.0	131.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	230	230	-	-	執行等改善	所見を踏まえ、経費の更なる効率化を図り、引き続き予算の適正な執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0148	-	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象						
143	国際電気通信連合(ITU)分指金・拠出金	昭和24年度	終了予定なし	383	383.0	383.0	外部有識者による点検対象外	現状通り	条約等に基づくもの。	398	440	42	-	現状通り	連合加盟国の責務として、今後も国が継続して負担。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0149	-	-	-	-	-	-	書面点検	平成30年度対象					
144	経済協力開発機構(OECD)への拠出	平成13年度	終了予定なし	101	101.0	101.0	外部有識者による点検対象外	現状通り	条約等に基づくもの。	99	104	5	-	現状通り	引き続き適正な予算執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0150	-	-	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象					
145	アジア・太平洋電気通信共同体(APT)分指金・拠出金	昭和54年度	終了予定なし	142	142.0	142.0	外部有識者による点検対象外	現状通り	条約等に基づくもの。	161	183	22	-	現状通り	構成国の責務として、今後も国が継続して負担。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0151	-	-	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象					
146	ICT発展に向けたASEAN共同調査・研究事業	平成21年度	終了予定なし	11	11.0	11.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	11	12	1	-	執行等改善	更なる経費の効率化を図るため、経費の見直し等を徹底する。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0152	-	-	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象					
147	国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施	平成11年度	終了予定なし	96	96.0	91.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	114	114	-	-	執行等改善	所見を踏まえ、経費の更なる効率化を図り、引き続き予算の適正な執行に努める。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0153	-	-	-	-	-	書面点検	令和2年度対象						
148	ICT海外展開パッケージ支援事業	平成27年度	終了予定なし	1,164	1,478.0	1,233.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	130	1,500	1,370	-	執行等改善	更なる経費の効率化を図るため、経費の見直し等を徹底する。	重要政策推進枠 1,500	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0154	-	-	-	-	-	書面点検	令和3年度対象					
149	グローバルICTインフラの構築の促進に向けた外国と戦略的連携の推進	令和元年度	令和3年度	47	197.0	116.0	外部有識者による点検対象外	終了予定	令和3年度をもって事業終了。	-	-	-	-	予定通り終了	令和3年度をもって事業終了。	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	0155	-	-	-	-	-	書面点検	令和3年度対象						
149-2	グローバル・デジタル連結性の実現に向けた日米連携事業	令和3年度	終了予定なし	1,070	-	-	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	70	1,500	1,430	-	執行等改善	所見を踏まえ、経費の更なる効率化を図り、引き続き予算の適正な執行に努める。	重要政策推進枠 1,500	国際戦略局	一般会計	(項) 情報通信国際戦略推進費 (大事項) 情報通信技術の国際戦略に必要な経費	-	-	-	-	-	書面点検	前年度新規	前年度新規						
施策名：VI 郵政行政の推進																																	

(単位：百万円)																																		
事業番号	事業名	事業開始年度	事業終了(予定)年度	令和3年度補正後予算額	令和3年度執行可概算	執行額	外部有識者の所見	行政事業レビュー推進チームの所見		令和3年度当初予算額	令和5年度要求額	差引き	反映額	反映状況		備考	担当部署	会計区分	項・事項	令和3年度レビューシート番号				令和4年度外部有識者点検対象	令和4年度外部有識者点検対象とした項目	最近の外部有識者点検実施年度	委託調査	補助金等	基金					
								評価結果	所見の概要					1つ目	2つ目					3つ目	3つを超える場合													
166	統計調査等業務の最適化事業	平成18年度	終了予定なし	222	388	379	1. 特命調査契約を締結している統計センターにおける調査について、さらなる適正性及び透明性の確保が必要である。 2. 「e-Stat」及び「e-survey」の利用促進のため、より詳細な利用状況の把握と、ユーザリテラシーの向上などの利用促進策が必要である。 3. 事業効果の適切な評価のためには、アウトカム指標及びアウトカム指標の改善が必要である。	事業内容の一部改善	外部有識者による所見を踏まえ、適正な予算執行指標の策定に努めること。	260	1,005	745	-	執行等改善	1. 統計センターが民間事業者と委託契約する場合、統計員についても、その信頼性、相手方の能力等を調査して、契約の公正性・適正性を担保している。また、統計員は、統計センターが実施する人に対する教育訓練等の実施を行い、更なる契約の適正性を担保する。 2. 令和3年度は統計員及びe-Statの効率化、負担軽減、正確性確保のため、「e-Stat」及び「e-survey」のシステム改善を進めることで、統計員コストの削減が図られている。その利用促進を図る。引き続き、「e-Stat」及び「e-survey」の利用促進策について検討してまいりたい。 3. 事業効果の適切な評価のため、「e-Stat」の後継システム「e-Stat」の構築が予定されている。また、「新たに「政府統計オンライン調査各窓口」(オンライン調査システム)を利用して調査を実施した統計調査」を明確として特定した。引き続き、事業の進捗に沿った適切な指標について検討してまいりたい。	重要政策推進種別 1,005百万円	統計局	一般会計	(項) 統計調査費 (大事項) 統計調査費の実施に必要な経費	-	0171	-	-	-	公開プロセス	その他	令和3年度対象							
施策名：VE-4 消防体制の充実強化																																		
167	緊急消防活動の機能強化	平成16年度	終了予定なし	10,787	7,781	7,047	外部有識者による点検対象外	現状通り	事業の効率的な予算執行に努め、引き続き所費額を計上。	5,271	5,457	186	-	現状通り	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。		消防庁	一般会計	(項) 消防防災体制等整備費 (大事項) 消防防災体制等の整備に必要な経費	-	0172	-	-	-	-		令和3年度対象							
168	常備消防力の強化等地方公共団体における消防体制の充実強化	昭和28年度	終了予定なし	3,153	3,456	3,298	・ここ数年にわたり当初予算の大幅な減額が続いていること。その一方で、毎年多額の補正予算が上積みされていること。また、毎年多額の繰越額が発生していること。これらの関係について説明がない。予算の執行が滞りつつあり、不安定な状態にあるので、ていねいな説明が必要。 ・「消防体制」は、緊急事態に備える消防の機能を推進するよう働きかける」という活動内容については、その活動指標「47」が「47」は毎年同じ数字がくり返されることになっている。毎年度の活動内容や活動成果の進捗状況を把握する必要がある。また、「実施基準の運用改善」という成績指標についても、「改善の必要性」や「必要性と改善内容の関係」(改善内容)が評価できるように工夫が必要。 ・事業の進捗状況及び関係者の選定において、一者入札が非常に目につく。改善に向けた分析・検討の進捗が「進捗、改善」の状況からまったく読み取れない。	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	1,907	3,137	1,230	-	年度内に改善を後計	・令和元年度から令和3年度にかけて、2020年度オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心を確保する目的で、警備体制の強化を行うための補助金交付や、関係機関及び消防本部等と連携した「消防防災体制」により、オリンピック開催期間における競技会場を中心とした「ロケ生時の計画を決定する」などに関する経費について計上していたが、令和3年度は経費は計上されていないため、予算超過がもたらされている。 ・所見を踏まえて、活動指標及び成果指標(98行目)を修正しました。 ・一者入札であった理由と改善策を追記しております。		消防庁	一般会計	(項) 消防防災体制等整備費 (大事項) 消防防災体制等の整備に必要な経費 (大事項) 消防庁施設整備に必要な経費	-	0173	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象							
169	消防団等地域防災力の充実強化	平成20年度	終了予定なし	2,955	1,390	1,568	外部有識者による点検対象外	現状通り	事業の効率的な予算執行に努め、引き続き所費額を計上。	740	832	92	-	現状通り	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。		消防庁	一般会計	(項) 消防防災体制等整備費 (大事項) 消防防災体制等の整備に必要な経費	-	0174	-	-	-	-		令和元年度対象							
170	Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化	平成21年度	終了予定なし	409	927	746	・令和3年度の執行額(空欄)と執行率(%)の数字と、資金の流れ中の消防庁支出総額7億400万円との関係が不明。 ・アウトカム指標とされる伝達体制の構築、不具合の解消だけでは、本事業の成果として示されていない「Jアラートの体制強化」は「Jアラートの運用実績」に反映させるべきではないか。 ・体制強化のためのJアラートの運用実績に反映させるべきではないか。Jアラートの運用実績が急がれるのではないか。 ・資金の流れのうち「システム運用保守費」及び「地上設備の維持・保守費」等が一者入札で高値札となっていること。また、資金の流れの「システム」の更新に伴う設計・開発」が競争契約で行われていることについての妥当性の具体的な検証の進捗が「進捗、改善」の状況からは伝わってこない。検証結果の妥当性がわかる記述の工夫を。	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	56	41	▲15	-	年度内に改善を後計	あるため、修正の上記載させていただく。 アウトカム指標については、本システム運用・保守に情報伝達が行われることと想定であり、委員会により迅速・確実な情報伝達が行われることがないよう、一時的な遅延等により本事業が完了するに遅延が生じるものとする。また、消防庁が情報伝達等の確保に「消防防災体制」により、オリンピック開催期間における競技会場を中心とした「ロケ生時の計画を決定する」などに関する経費について計上していたが、令和3年度は経費は計上されていないため、予算超過がもたらされている。 ・所見を踏まえて、活動指標及び成果指標(98行目)を修正しました。 ・一者入札であった理由と改善策を追記しております。		消防庁	一般会計	(項) 消防防災体制等整備費 (大事項) 消防防災体制等の整備に必要な経費	-	0175	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象							
171	消防庁危機管理機能の充実・確保	平成19年度	終了予定なし	1,045	1,193	878	外部有識者による点検対象外	現状通り	事業の効率的な予算執行に努め、引き続き所費額を計上。	544	585	41	-	現状通り	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。		消防庁	一般会計	(項) 消防防災体制等整備費 (大事項) 消防防災体制等の整備に必要な経費	-	0176	-	-	-	-		平成30年度対象							
172	火災予防対策の推進	平成20年度	終了予定なし	158	161	98	外部有識者による点検対象外	現状通り	事業の効率的な予算執行に努め、引き続き所費額を計上。	71	174	103	-	現状通り	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。		消防庁	一般会計	(項) 消防防災体制等整備費 (大事項) 消防防災体制等の整備に必要な経費	-	0177	-	-	-	-		令和2年度対象							
173	危険物事故防止対策の推進	平成20年度	終了予定なし	95	118	99	・アウトカム指標については、現在の事故件数の減少の目標値を定めて、発生した事故について原因分析と、原因分析に基づく対策の策定と、それらについての関係機関との情報共有、事故防止の取組として重要ではないか。アウトカム指標の一つの充実が必要。 ・事業の効率性に関しては、「点検・改善」で、結果として一者入札になったものがある。とうとう分析しているが、資金の流れA及びBに係る支出の契約とみれば一者入札になっている。原因分析及び対策が十分と判断できるかわからない。	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	85	115	30	-	年度内に改善を後計	・危険物施設に係る事故の防止のため、毎年5月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の取扱いに対する安全意識の喚起及び啓蒙を図っている。令和4年度は危険物安全週間(5月5日～10日)では推進協議と推進スタワーの作成を行い、情報連携、関係団体等と協力して、全国的な広報・啓蒙活動を行った。 ・一者入札については、1つの原因は、事故の分析や分析に基づく対策の策定に際して、関係機関との情報共有が不足していることと考える。そのため、仕様書策定段階で、入札可能な事業者に対して、幅広い意見交換を行い、仕様内容等の改善や公開期間の延伸を図る。		消防庁	一般会計	(項) 消防防災体制等整備費 (大事項) 消防防災体制等の整備に必要な経費	-	0178	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象							
174	コンビナート災害対策等の推進	平成20年度	終了予定なし	31	31	21	外部有識者による点検対象外	現状通り	事業の効率的な予算執行に努め、引き続き所費額を計上。	40	32	▲8	-	現状通り	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。		消防庁	一般会計	(項) 消防防災体制等整備費 (大事項) 消防防災体制等の整備に必要な経費	-	0179	-	-	-	-		令和3年度対象							
175	消防防災分野の研究開発に必要な経費	平成15年度	終了予定なし	802	664	641	外部有識者による点検対象外	現状通り	事業の効率的な予算執行に努め、引き続き所費額を計上。	534	652	118	-	現状通り	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。		消防庁	一般会計	(項) 消防防災体制等整備費 (大事項) 消防防災体制等の整備に係る技術研究開発に必要な経費	-	0180	-	-	-	-		令和3年度対象							
176	高度情報ネットワークシステムの整備に必要な経費	令和3年度	令和3年度	6,354	0	-	・道府県のネットワークの光回線化に係る後アップ、アウトカム指標が「光回線化を行った道府県数」「置き換えを完了した道府県数」(置き換えを完了した道府県数)とされているが、消防庁―道府県間の光回線化に伴う効果と、その評価がわかりにくい。また、境界の模糊化に伴う効果についての詳細の工夫も不足しているように思われる。 ・消防庁―道府県間の光回線化を消防庁の調査ではなく、各道府県での調査事業で実施されており、各道府県がそれぞれ契約した事業により進捗の遅延や不具合への対応の遅延等が生じないよう検証し、評価・記述する必要はないか。	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	-	-	-	-	-	執行等改善	・消防庁―道府県間の光回線化及び境界の模糊化に伴う効果の把握については、関係者より連携しながら今後検討する。消防庁が定める仕様と同一の回線により整備することを補助条件としており、今後適切な事業執行を期待する。		消防庁	一般会計	(項) 消防防災体制等整備費 (大事項) 消防防災体制等の整備に必要な経費	-	-	-	-	-	書面点検	前年度新規	前年度新規						
施策名：I-1 公害紛争の処理																																		
177	公害紛争処理等に必要な経費	昭和47年度	終了予定なし	48	48	32	外部有識者による点検対象外	現状通り	事業の効率的な予算執行に努め、引き続き所費額を計上。	48	48	-	-	現状通り	事業の効率的な予算執行に努め、引き続き所費額を計上。		公害等調整委員会事務局	一般会計	(項) 公害等調整委員会 (大事項) 公害紛争処理等に必要な経費	-	0181	-	-	-	-		平成30年度対象							
いずれの施策にも関連しないもの																																		

事業番号	事業名	事業開始年度	事業終了(予定)年度	令和3年度補正後予算額	令和3年度執行可総額	令和3年度執行額	外部有識者の所見	行政事業レビュー推進チームの所見		令和4年度当初予算額	令和5年度要求額	差引き B-A=C	反映額	反映内容	備考	担当部署/庁	会計区分	項・事項	令和3年度レビューシート番号				令和4年度外部有識者点検対象	令和4年度外部有識者点検対象とした理由	最近の外部有識者点検実施年度	委託調査	補助金等	基金			
								評価結果	所見の概要										1つ目	2つ目	3つ目	3つを超える場合									
170	国際行政学会分団金	昭和29年度	終了予定なし	8	8	8.0	・「点検・改善結果」とのことで、平成29年度のレビューシートにおける外部有識者の所見を踏まえ、発議論文等を整理等した報告書のHPへの掲載を完了する。と記載しているが、レビューシート上にも、その改善内容について「成果実績」として表示する工夫がほしい。デジタル庁に、予算だけでなく事業の執行を移管させることは、アポイントメントが具体的な数字として示しにくい事業であるだけに、事業内容及び事業レビューの内容の掲載性をよくすること、適切な引継ぎに留意されたい。	現状通り	外部有識者による所見も踏まえ、引き続き適正な予算執行に努めること。	9	9	-	-	年度内に改善を計画	出指帳も踏まえ、「事業の妥当性を検証するための代替的な成果指標及び実施・評価、発議論文等を整理等した報告書のHPへの掲載実績について」を踏まえて、デジタル庁への引継ぎについては、出指帳のとおり適切に対応してまいります。	行政管理局	一般会計	(項) 総務本省共通費(大事項) 国際会議等に必要経費	-	0182	-	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象				
179	国際統計協会分団金	明治32年度	終了予定なし	0.2	0.2	0.2	外部有識者による点検対象外	現状通り	引き続き適正な予算執行に努めること。	0.3	0.3	-	-	現状通り	引き続き適正な予算執行に努める。	政策統括官(統計制度担当)	一般会計	(項) 総務本省共通費(大事項) 国際会議等に必要経費	-	0183	-	-	-	-	書面点検	その他	平成30年度対象				
180	アジア地域行政会議分団金	昭和35年度	終了予定なし	0.5	0.5	0.5	外部有識者による点検対象外	現状通り	引き続き、適正な予算執行に努めること。	0.5	0.5	-	-	現状通り	引き続き適正な予算執行に努めていく。	自治大学校	一般会計	(項) 総務本省共通費(大事項) 国際会議等に必要経費	-	0184	-	-	-	-	書面点検	その他	平成30年度対象				
181	総務本省施設整備費(型式検定の試験に要する施設等の整備)	平成21年度	終了予定なし	81	81.0	35.0	・事業概要は「測定用施設の補修等」とされているが、予算の執行状況からみると測定施設の借上費が主体的な事業内容になっているのではないかと思われる。とすると、元年度の予算執行額100万円というものは、編成の上でなくとも事業を進行できる余地があるのではないか。それらも、経費の増上げを要する必要があるか、事業内容のうち少し丁寧な説明が必要。・令和3年度の執行率が低い理由は、「点検・改善」の事業の効率的な実施が図られていないが、令和2年度の執行率も低い。両年度に共通する理由があるのではないか。その点の説明も必要ではないか。・上記と同じ事業の効率的な実施に関する箇所では、測定施設の購入時期が前年度に比べて遅延しているが、そのことが不用品が高くなっただけでなく、型式検定の実施に遅延を及ぼしている。影響があったとすればどのような対策が取られたのか、今後の事業遂行のためにも、検証・記述が不可欠ではないか。	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	83	50	▲33	-	現状通り	引き続き経費の効率化及び適正な予算執行に努める。	総合通信基盤局	一般会計	(項) 総務本省施設費(大事項) 総務本省施設整備に必要経費(令和3年度要求から追加)(項) 電子行政・電子自治体推進費(大事項) 電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	-	0185	-	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象				
182	独立研究開発法人情報通信研究機構運営費交付金	平成19年度	終了予定なし	28,072	40,112.0	40,112.0	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	28,254	30,019	250	-	執行等改善	引き続き、更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。	重要政策推進科1,475	一般会計	(項) 独立研究開発法人情報通信研究機構運営費	-	0186	-	-	-	-	書面点検	その他	令和元年度対象				
183	独立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費補助金	平成19年度	終了予定なし	3,340	3,590.0	3,131.0	・「機構の施設・設備の整備充実、老朽化対策等」とされる「事業概要」について、NICTの業務と関連させてもう少し具体的かつ詳しい事業内容の記述が必要。・毎年度、当初予算だけでなく、補正予算が追加に必要となっている理由、及びそれらの理由と金額が毎年度、毎年年度へ繰り越されている状況について、「点検・改善」の事業効率的な実施について「改善がある」と自己評価しているが、国民が理解できるように、もう少し、具体的に丁寧な説明が必要。・資金の流れB～FのNICTの発注工事において、すべて「競争競争方式」が採られ、「総合競争方式」が採られなかった理由、また、C(本体建設工事)の高札率等の理由を、それ以外のB、D、Eの低札率(26.7%, 64.3%, 67%, 70.9%)の理由分析をしっかりと行い、今後の発注業務の改善につなげて欲しい。	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	90	90	-	-	現状通り	「事業概要」欄は、従来の老朽化対策に加え、補正で対応した内容が分かるよう、「機構の新たな研究拠点の設置、共同研究開発施設・設備の整備充実、老朽化対策に関する経費に充てる補助金を交付する(補助率:定額(10/10))」といったこと。・補正予算について理解出来るよう、「点検結果」欄に「補正予算は機構の新たな研究拠点の設置、共同研究開発施設・設備の整備充実のためのものであるが、交付決定が年度末であったための補償や、コロナ禍による作業の遅延、建設資材の調達等による遅延が発生したが、いずれも仕向を導かない事情によるものと認める。」と記載すること。・資金の流れB～FのNICTの発注工事において、すべて「競争競争方式」が採られ、「総合競争方式」が採られなかった理由は、「一連の工事による工事の進捗の遅延による影響はないと判断した。」との回答を得ておりますが、今後も理由の検証はしっかりと行なってまいります。また、C(本体建設工事)の高札率の理由(「本施設」であったために高札率となったもので、B、D、Eの低札率(26.7%, 64.3%, 67%, 70.9%)についてはいずれも低札率を促進し、その理由は、基金協会の規定の競争方式において、入札の競争率がより、変更したためであり、市場の競争原理が働いた結果と認識しております。いずれにせよ、進捗に不安定な点が現れるものについてはきちんと調査するよう指導しており、その結果についても今後の発注業務の改善につなげてまいります。	国際戦略局	一般会計	(項) 独立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	-	0187	-	-	-	-	書面点検	その他	平成29年度対象			O	
184	独立行政法人統計センター運営事業	平成15年度	終了予定なし	9,419	9,419	9,419	外部有識者による点検対象外	事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。	7,906	7,724	▲182	-	執行等改善	引き続き、適正な予算執行に努めていく。	統計局	一般会計	(項) 独立行政法人統計センター運営費(大事項) 独立行政法人統計センター運営費交付金に必要な経費	-	0188	-	-	-	-	書面点検	その他	平成30年度対象				
185	政策動向事務委託費	平成7年度	終了予定なし	24	24	22	外部有識者による点検対象外	現状通り	引き続き、適正な予算執行に努めること。	24	24	-	-	現状通り	引き続き適正な予算執行に努めるとともに、実施に当たった予算計上となるよう、精算結果報告書を確認しながら各都道府県における支出状況の把握に努める。	自治行政局	一般会計	(項) 政策動向費(大事項) 政策動向に必要な経費	-	0189	-	-	-	-	書面点検	その他	平成30年度対象				
				2,545,838	939,098	710,408				384,827	320,956	▲63,871	▲40																		
行政事業レビュー対象 計																															
				0	9,074	6,603				16,015,613																					
行政事業レビュー対象外 計				0	-	-				91,943																					
				0	-	-				49,955,051																					
合計				2,545,838	948,172	717,011				16,400,440																					
				0	-	-				91,943																					
				0	-	-				49,955,051																					

令和5年度新規要求事業

総務省

(単位：百万円)

事業番号	事業名	行政事業レビュー推進チームの所見 (概要)	令和5年度 要求額	備考	担当部局庁	会計区分	項・事項	委託 調査	補助 金等	基金	科学技術関係予算の集計に 向けた分類番号案
施策名：IV 電子自治体の推進											
0001	マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等のために必要な経費	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。	22,964		自治行政局	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費 (大事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経 費	○	○		
0002	自治体マイナポイントの全国展開に要する経費	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。	1,282		自治行政局	一般会計	(項)電子政府・電子自治体推進費 (大事項)電子政府・電子自治体の推進に必要な経 費		○		
施策名：V-1 情報通信技術の研究開発・標準化の推進											
0003	スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。	300	重要政策推進枠 300	国際戦略局	一般会計	(項)情報通信技術研究開発推進費 (大事項)情報通信技術の研究開発の推進に 必要な経費	○			
0004	安全なデータ連携による最適化AI技術の研究開発	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。	1,000	重要政策推進枠 1,000	国際戦略局	一般会計	(項)情報通信技術研究開発推進費 (大事項)情報通信技術の研究開発の推進に 必要な経費	○			
0005	量子インターネット実現にむけた要素技術の研究開発	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。		事項要求	国際戦略局	一般会計	(項)情報通信技術研究開発推進費 (大事項)情報通信技術の研究開発の推進に 必要な経費	○			
0006	新型コロナウイルス等対策としての高強度深紫外LEDの社会実装加 速化事業	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。	500	重要政策推進枠 500	国際戦略局	一般会計	(項)情報通信技術研究開発推進費 (大事項)情報通信技術の研究開発の推進に 必要な経費		○		
施策名：V-2 情報通信技術高度利用の推進											
0007	動画配信サービス普及等の視聴環境等の変化を踏まえたコンテンツ 海外展開及び地域情報	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。	460	重要政策推進枠 460	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術高度利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必 要な経費	○			
0008	デジタル・シティズンシップの総合的な推進事業	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。	150		情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術高度利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必 要な経費	○			
0009	地域デジタル基盤活用推進事業	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。	1,000	重要政策推進枠 1,000	情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術高度利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必 要な経費	○	○		
0010	インターネットの通信サービスの脆弱性分析に関する調査研究	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。	100		総合通信基盤局	一般会計	(項)情報通信技術高度利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必 要な経費	○			
0011	通信アプリに含まれる不正機能の検証に関する実証	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。	998	重要政策推進枠 998	サイバーセキュリティ 統括官	一般会計	(項)情報通信技術高度利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必 要な経費	○			
0012	通信分野におけるSBOMの導入に向けた課題の調査	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。	198	重要政策推進枠 198	サイバーセキュリティ 統括官	一般会計	(項)情報通信技術高度利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必 要な経費	○			
施策名：V-3 放送分野における利用環境の整備											
0013	放送事業者(4K)の新規参入等に係るBS右旋帯域の再編等に係る 経費	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。	270		情報流通行政局	一般会計	(項)情報通信技術高度利用推進費 (大事項)情報通信技術の利活用高度化に必 要な経費	○			
施策名：V-6 ICT分野における国際戦略の推進											
0014	外為法に基づく対内直接投資審査の強化	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。	150		国際戦略局	一般会計	(項)情報通信国際戦略推進費 (大事項)情報通信技術の国際戦略に必要な 経費□	○			
0015	G7デジタル大臣会合開催経費(仮称)	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。	124		国際戦略局	一般会計	(項)情報通信国際戦略推進費 (大事項)情報通信技術の国際戦略に必要な 経費□	○			
施策名：VI 郵政行政の推進											
0016	WCO-UPUグローバルカンファレンスの開催	事業の目的の達成に向け、適切な目標を設定し適正な 予算執行となるよう努めること。	20		情報流通行政局	一般会計	(項)郵政行政推進費□ (大事項)郵政行政の推進に必要な経費□	○			
合計		一般会計 ○○特別会計○○勘定 〃 ○○勘定									

総務省

公開プロセス結果の令和5年度予算概算要求への反映状況

(単位：百万円)

事業番号		令和3年度 補正後予算額	令和3年度		公開プロセス		令和4年度 当初予算額 A	平成5年度 要求額 B	差引き B - A = C	反映状況		備考	
			執行可能額	執行額	評価結果	取りまとめコメント(概要)				反映額	反映内容		
048	マイナンバーカード所有者に係る 転出証明書情報の事前通知に要する 経費	8,241	8,241	454	事業内容の一部改善	1. オンラインでの転出届の利用が多くなれば業務負担の軽減が期待できないので、何らかの方法で効果を把握・分析し、利用促進策を検討することが必要である。また、デジタル化が主たる狙いにならないよう、経済効果の検討が必要である。 2. ロジックモデルのさらなる具体化、明確化が必要である。 3. 自治体に対する補助金により適切な調達が行われているか、適正性・透明性について、注視するべきである。	493	-	▲493	-	執行等改善	本事業が効果を発揮するには、マイナンバーカードの普及率が重要であることから、事業効果がしっかりと発現するよう、デジタル庁とも連携しつつ、カードの普及促進やこの仕組みの周知等に取り組む。また、事業開始後は、アウトカム指標について更なる検討を行う。自治体に対する補助金の交付決定を行うに当たっては、地方公共団体からの報告数値等について精査を行うなど、透明性・適正性について注視する。	
089	デジタル活用共生社会推進事業	107	97	76	事業内容の一部改善	1. 本事業が、デジタル活用共生社会の建設に係る政策のすべてであると誤解されかねないので、事業の設計を再検討するとともに、より具体的に事業目的を示すようにするべきである。 2. 事業目的と事業の設計に齟齬がみられるため、整理が必要である。 3. アウトカム指標を改善するべきである。 4. 地域ICTクラブの普及状況や活動内容が見えにくいので、成果の検証及び事業の仕立て直しを検討するべきである。	165	125	▲40	▲40	縮減	(外部有識者の所見) 1. 御指摘を踏まえ、事業の設計を再検討するとともに、より具体的に事業目的を示すよう検討いたします。 2. 御指摘を踏まえ、事業目的と事業の設計の齟齬が解消するよう検討いたします。 3. 御指摘を踏まえ、アウトカム指標の改善を検討いたします。 4. 御指摘を踏まえ、令和5年度概算要求においては本件を縮減し取組むこととしております。 (行政事業レビュー推進チームの所見) また、今年度においても、更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めてまいります。	
166	統計調査等業務の最適化事業	222	388	379	事業内容の一部改善	1. 特命随意契約を締結している統計センターにおける調達について、さらなる適正性及び透明性の確保が必要である。 2. 「e-Stat」及び「e-survey」の利用促進のためには、より詳細な利用状況の把握分析と、ユーザー体験の向上などの利用促進策が必要である。 3. 事業効果の適切な評価のためには、アウトプット指標及びアウトカム指標の改善が必要である。	260	1,005	745	-	執行等改善	1. 統計センターが民間事業者と再委託契約する場合、統計局においても、その合理的理由、相手方の能力等を審査して、契約の公正性・適格性を担保している。また、統計局は、統計センターが実施する入札における提案書審査への参画等を行い、更なる契約の適正性を確保する。 2. 各府省における統計作成プロセスの効率化、負担軽減、正確性確保のため、「e-Stat」及び「e-survey」のシステム整備を進めることで、統計作成プロセスのデジタル化等を推進し、その利用促進を図る。引き続き、「e-Stat」及び「e-survey」の利用促進策について検討してまいります。 3. 事業効果の適切な評価のため、「e-Stat」の検索性向上等に係るシステム改修の進捗率」及び「新たに「政府統計オンライン調査総合窓口」(オンライン調査システム)を利用して調査を実施した統計調査数」を指標として設定した。 引き続き、事業の進捗に沿った適切な指標について検討してまいります。	重要政策推進枠： 1,005百万円
合計							918	1,130	212	▲40			

注1. 該当がない場合は「-」を記載し、負の数値を記載する場合は「▲」を使用する。

注2. 「執行可能額」とは、補正後予算額から繰越額、移流用額、予備費等を加除した計数である。

注3. 「反映内容」欄の「廃止」、「縮減」、「執行等改善」、「予定通り終了」、「現状通り」の考え方については、次のとおりである。

「廃止」：令和3年度の点検の結果、事業を廃止し令和4年度予算概算要求において予算要求を行わないもの(前年度終了事業等は含まない。)

「縮減」：令和3年度の点検の結果、見直しが行われ令和4年度予算概算要求において何らかの削減を行うもの(事業の見直しを行い、部分的に予算の削減を行うもの、事業全体としては概算要求額が増加する場合も含む。)

「執行等改善」：令和3年度の点検の結果、令和4年度予算概算要求の金額に反映は行わないものの、明確な廃止年限の設定や執行等の改善を行うもの(概算要求時点で「改善事項を実施済み」又は「具体的な改善事項を意思決定済み」となるものに限る。)

「年度内に改善を検討」：令和3年度の点検の結果、令和4年度予算概算要求の金額に反映は行わないものの、令和3年度末までに執行等の改善を検討しているもの(概算要求時点で「改善事項を実施済み」又は「具体的な改善事項を意思決定済み」となるものは含まない。)

「予定通り終了」：前年度終了事業等であって、予定通り事業を終了し令和4年度予算概算要求において予算要求しないもの。

「現状通り」：令和3年度の点検の結果、令和4年度予算概算要求の金額に反映すべき点及び執行等で改善すべき点がないもの(廃止、縮減、執行等改善、年度内に改善を検討及び予定通り終了以外のもの)

行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映状況（集計表）

（単位：事業、百万円）

所 管	一般会計 + 特別会計						一 般 会 計						特 別 会 計												
	令和3年度 実施事業数	「廃止」		「縮減」		「執行等 改善」 事業数	令和3年度 実施事業数	「廃止」		「縮減」		「廃止」「縮減」計		「執行等 改善」 事業数	(参考) 令和5年度 要求額	令和3年度 実施事業数	「廃止」		「縮減」		「廃止」「縮減」計		「執行等 改善」 事業数	(参考) 令和5年度 要求額	
		事業数	反映額	事業数	反映額			事業数	反映額	事業数	反映額	事業数	反映額				事業数	反映額	事業数	反映額	事業数	反映額			事業数
総 務 省	184	-	-	2	▲40	102	184	-	-	2	▲40	2	▲40	102	320,956	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1. 該当がない場合は「-」を記載し、負の数値を記載する場合は「▲」を使用する。

注2. 「行政事業レビュー対象事業数」は、令和3年度に実施した事業数であり、令和4年度から開始された事業（令和4年度新規事業）及び令和5年度予算概算要求において新規に要求する事業（令和5年度新規要求事業）は含まれない。

注3. 「廃止」、「縮減」及び「執行等改善」の考え方については、次のとおりである。

「廃止」：令和4年度の点検の結果、事業を廃止し令和5年度予算概算要求において予算要求を行わないもの（前年度終了事業等は含まない。）

「縮減」：令和4年度の点検の結果、見直しが行われ令和5年度予算概算要求において何らかの削減を行うもの（事業の見直しを行い、部分的に予算の縮減を行うものの、事業全体としては概算要求額が増加する場合も含む。）

「執行等改善」：令和4年度の点検の結果、令和5年度予算概算要求の金額に反映は行わないものの、明確な廃止年限の設定や執行等の改善を行うもの（概算要求時点で「改善事項を実施済み」又は「具体的な改善事項を意思決定済み」となるものに限る。）

注4. 一般会計と特別会計の両会計から構成される事業については、一般会計及び特別会計ともに記入すること。事業によっては、一般会計と特別会計の両会計から構成されているものがあり、一般会計と特別会計のそれぞれの事業数を合計した数が「一般会計+特別会計」欄の事業数と合わない場合がある。

注5. 「(参考)令和5年度要求額」は、行政事業レビューシートの作成・公表の対象となる事業（令和3年度実施事業、令和4年度新規事業、令和5年度新規要求事業）の要求合計額である。

現状把握・課題設定

【現状】

デジタル化の進展により、官民のオンライン手続きが多様化しており、近年増加している国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズが高まったことを受け、令和6年から国外転出者によるマイナンバーカードの海外利用の開始が予定されている。これに合わせ、海外においても身分証明書としての機能も想定し、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、平仮名又は片仮名による氏名の表記を戸籍の記載事項とする規定を整備することを含め、迅速に戸籍法制の見直しを行う必要がある。(令和4年6月7日閣議決定)

氏名の読み仮名は戸籍の記載事項となっていないため、まずは戸籍法制を見直す必要があり、それを踏まえ、マイナンバーカードに氏名のローマ字表記を行うため、住民基本台帳及び戸籍の附票に、ローマ字表記の基となる戸籍と同一の氏名の読み仮名を表記する必要がある。マイナンバーカードの券面に記載する情報は、市区町村の住民記録システム等から住基ネットを通じてカード管理システム等を運用する地方公共団体情報システム機構の全国サーバーへ連携されることから、各種システムの改修が必要となる。

【課題】

戸籍に記載された氏名の読み仮名を住民票等にも記載し、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記するために、各市町村の住民記録システムや戸籍の附票システム等の改修、地方公共団体情報システム機構の住基ネットやカード管理システム等の全国システムの改修を図る必要がある。

インプット(資源)

【予算】

- (1) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金: 19,623百万円 (R5)
- (2) 社会保障・税番号制度システム開発等委託費: 3,341百万円 (R5)

アウトプット(活動目標・実績)

住民記録システムの改修を行うための社会保障・税番号システム整備費補助金を活用する地方公共団体数等

【見込】

市区町村数: 1,741団体 (令和5年度)

インパクト

(国民・社会への影響)

- ・ マイナンバーカードの海外継続利用に合わせ、氏名のローマ字が記載されることにより、海外で自分の公証された氏名を証明できるようになり、海外において身分証明書としての機能が想定されることから、国民の利便性増進が図られる。

アクティビティ(活動)

- (1) 住民記録システム等の改修
住民票等に氏名の読み仮名を記載できるようにするため、各市町村の住民記録システム(※1)等の改修
 - (2) カード管理システム等の改修
マイナンバーカードに氏名のローマ字を表記するため、地方公共団体情報システムの住民基本台帳ネットワークシステム(※2)やカード管理システム(※3)等の全国システムの改修
- ※1 住民基本台帳の管理等を行うためのシステム
 ※2 住民基本台帳をネットワーク化したシステムで、住民票の記載等のための通知を送信することができる。
 ※3 マイナンバーカードの管理等を行うためのシステム

アウトカム(成果目標・実績)

【アウトカム】

全国でマイナンバーカードに氏名のローマ字の記載が可能となること。

自治体マイナポイントの全国展開に要する経費のロジックモデル

現状把握・課題設定

【現状】

- マイナンバーカードについては、政府全体で令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指しているところであるが、利活用の拡大も推進していく必要がある。
- デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)やデジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)においても自治体マイナポイント事業の全国展開が掲げられているところ。
- 地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイント事業を全国展開することで、マイナンバーカードの利活用の拡大を図るとともに消費喚起・地域経済の活性化を強力に推進。具体的には、新規参画自治体への初期費用の補助に加え、決済事業者とのマッチング、契約締結、精算手続をオンラインで可能とするなど、より多くの自治体・決済事業者が連携して事業を実施できる環境を整備することを目指す。

【課題】

- モデル事業で課題となった「自治体・決済事業者のマッチング」、「契約・精算手続」をオンラインで実施することを可能とする事務局機能の整備を行うとともに、より多くの自治体が事業に参画することができるよう費用負担を軽減する必要がある。

インプット(資源)

【予算】

- (1) 事務局経費 : 745百万円
- (2) 自治体補助金 : 528百万円
- (3) 伴走型支援 : 32百万円

アクティビティ(活動)

地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイントの基盤を整備し、全国展開を推進

- 諸手続のオンラインでの実施を可能とする「事業ポータル」を運営し、自治体の契約締結・精算手続等を支援する事務局機能の確保(外部事業者に業務を委託等)

- 自治体へ事業参画に要する経費を補助(自団体のシステム改修費や決済事業者への利用料等)
- 伴走型支援として事業に参画している自治体に対し、事業の進め方等について助言。

アウトプット(活動目標・実績)

全国の自治体が利用できる仕組みの整備

アウトカム(成果目標・実績)

【アウトカム】

—

インパクト(国民・社会への影響)

マイナンバーカードの利活用が拡大されるとともに、決済事業者とのマッチング、契約締結、精算手続をオンラインで可能とするなど、より多くの自治体・決済事業者が連携して事業を実施できる環境を整備し、もって消費喚起・地域経済の活性化を強力に推進する。

参考資料1

総官会第 866 号の2

平成 25 年 4 月 26 日

総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領

(目的)

第1条

総務省に、総務省行政事業レビュー推進チーム(以下「チーム」という。)を置き、行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)の責任ある実施に取り組む。

(構成員)

第2条

チームの構成員は次に掲げる者とする。

統括責任者:大臣官房長

副統括責任者:大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長

メンバー:各局総務課長等

その他、チームが必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。

- 2 チームの下に事務局を置き、チームの運営に関する事務を担当させる。
- 3 事務局長は、大臣官房長とし、事務を総括整理する。事務局次長は、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とし、事務を整理する。

(業務)

第3条

チームは、以下の取組を行うものとする。

- 一 事業所管部局による行政事業レビューシートの適切な記入及び厳格な自己点検の指導
 - 二 外部有識者の指名
 - 三 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
 - 四 外部有識者による公開の場での点検の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
 - 五 一、三及び四を踏まえた事業の厳しい点検及び点検結果(所見)の取りまとめ
 - 六 チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
 - 七 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- 2 レビューは総務省自らが、自律的に実施する取組であることに鑑み、チームは、本条第1項各号に示した取組に加えて、主体的かつ不断に創意工夫を重ねなが

ら、レビューの実効性向上のための取組を積極的に行うものとする。

(雑則)

第4条

この要領に定めるもののほか、チームの運営に必要な事項は、チームが定める。

附則

(施行期日)

第1条

この要領は、平成25年4月26日から施行する。

(雑則)

第2条

総務省予算執行監視チーム運営要領(平成22年1月29日総官会第210号)は、この要領の施行をもって廃止する。

平成 25 年 4 月 2 日策定
平成 26 年 3 月 14 日改正
平成 27 年 3 月 31 日改正
平成 28 年 3 月 29 日改正
平成 29 年 3 月 28 日改正
平成 30 年 3 月 28 日改正
平成 31 年 3 月 29 日改正
令和 2 年 3 月 27 日改正
令和 3 年 3 月 26 日改正
令和 4 年 3 月 25 日改正
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領

目次

第1部 総論	3
1 基本的な考え方	3
2 体制整備	3
第2部 事業の点検等	5
1 レビューシート（行政事業点検票）の作成.....	5
2 外部有識者による点検	7
3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施	11
4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映	14
5 点検結果の公表等.....	15
6 新規事業及び新規要求事業の取扱い	15
第3部 基金の点検等	17
1 基金シート（基金点検票）について	17
2 地方公共団体等保有基金執行状況表について	20
3 出資状況表の作成・公表等.....	20
第4部 行政改革推進会議による検証等	22
1 行政改革推進会議による検証	22
2 秋の年次公開検証の実施	22
3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等	22
4 チーム責任者会合の開催	22
第5部 その他重要事項	23
1 優良な事業改善の取組の積極的な評価.....	23
2 その他重要事項	23

第1部 総論

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省庁自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、いわば「行政事業総点検」ともいうべきもの。

レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

2 体制整備

(1) 行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省庁は、以下の構成を基本とした「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

統括責任者：官房長（官房長の置かれていない省庁にあつては総括審議官等
同等クラス）

副統括責任者：会計課長及び政策評価担当課長（会計課長及び政策評価担当課長の置かれていない省庁にあつては同等クラス）

メンバー：各局総務課長等。その他、チームの果たすべき役割を踏まえ、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう各府省庁で適切に選任、参画させる。

なお、各府省庁の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者とすることができる。その場合でも、官房長（官房長の置かれていない省庁にあつては総括審議官等同等クラス）、会計課長、政策評価担当課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、以下の取組を行うものとする。

【事業の点検等】

ア 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）

の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象と

なる事業の選定及び点検結果の聴取

エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ

オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

カ 当該府省庁全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ

キ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導

ク 優良事業改善事例の選定等

ケ 職員の資質向上に係る取組

【基金の点検等】

コ 基金所管部局による基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導

- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
- ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備

サ 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の適切な作成・公表

シ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

（2）行動計画の策定

① 各府省庁は、毎年度、原則4月中旬までに、現年度におけるレビューの行動計画を策定し、公表するものとする。

② 行動計画には、当該府省庁におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である（1）②ア～シについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

（3）政策評価との連携・事務負担の軽減

政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、チームと政策評価担当部局との連携による、レビューと政策評価の一体的な推進を図るものとする。

第2部 事業の点検等

1 レビューシート（行政事業点検票）の作成

（1）事業単位の整理

各府省庁は、別紙で対象外としている事業を除く全ての前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式に従って点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。その際、当該事業の概算要求額が300億円を超える事業につき1シートにより作成する場合は、その理由及び国民への分かりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫について説明することとする。

（2）レビューシートの作成主体

① レビューシートは、各府省庁の全事業を対象に予算の計上府省庁において、事業所管部局が事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従って作成する。

なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従ってセグメントシートを作成する。

② 移替経費については、原則として、予算の計上府省庁が、支出した府省庁の協力を得て、レビューシートの作成、事業の点検（公開プロセスを含む。）を行うこととする。

③ 当年度予算において予算の計上府省庁を変更した、又は翌年度予算概算要求において予算の計上府省庁を変更する予定の事業については、変更前の府省庁及び変更後の府省庁それぞれにおいて、レビューシートの作成を行うこととする。

（3）レビューシートの作成

レビューシートの作成に際しては、国民への説明として分かりやすさを保ちつつ、十分に理解を得られるような記載となるよう努めるとともに、以下の点に特に留意するものとする。

① 「事業概要」欄には、事業目的を達成する手段として、誰（何）を対象に、どのような手段・手法で事業を行うのかについて記載する。また、補助金の類については、補助率等を記載するとともに、補助メニュー等の概要についても記載することとする。

② 活動目標及び活動実績（アウトプット）については、必ず定量的に示すこととする。

- ③ 成果目標は事業の効果検証に極めて重要であることから、成果目標及び成果実績（アウトカム）の記載に際しては、以下によることとする。
- ア 活動指標と混同することなく、事業実施により実現しようとする国民の利便性向上などの目標を成果目標とすること。
 - イ 成果目標の設定に当たっては、上位政策・施策との整合性を確保するのみならず、事業実施から成果の発現に至る過程を段階的に設定するなど、成果実績の把握可能性についても十分考慮すること。
 - ウ 成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと。また、その根拠となる統計・データを示すこと。
 - エ 現年度から起算して、事業の目標最終年度が10年以上先である事業については、「中間目標」欄に向こう3年以内の目標を記載すること。設定が困難な場合は、その理由を記載すること。
- ④ 事業の性格等によって定量的な成果目標の設定が困難な場合には、以下によることとする。
- ア 定量的な成果目標の設定が困難な理由を記載した上で、定性的な目標を必ず記載すること。
 - イ 事業の妥当性を検証するための代替的な目標や指標（例：事業の効率性、コスト削減額など）をレビューシート上に設定すること。
- ⑤ 地球温暖化対策など政府内で横断的な指標を設定すべき分野に属する事業については、横断的指標を設定することとする。また、横断的指標に係る数値の計算等に当たっては、計算方法等の共通化に努めるものとする。
- ⑥ 政策評価及び経済・財政一体改革との連携については、以下のとおり記載することとする。
- ア レビューと政策評価の連携を確保するため、当該事業に関連する政策評価書のURL及び該当箇所を記載する。
 - イ レビューと経済・財政一体改革の連携を確保するため、「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）のURL及び該当箇所を記載する。
- ⑦ 「関連事業」欄には、事業目的如何にかかわらず、事業の対象や態様において実施内容が類似していると受け止められる可能性のある事業について、その所管府省庁名、事業番号、事業名等を記載するとともに、当該事業と関連事業の役割分担の具体的な内容を記載する。この際、関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に対する説明責任を果たしていくものとする。
- ⑧ 予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・用途については、

十分な把握を行い、以下の点に留意して記載することとする。

ア 最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途が分かるよう記載する。特に、補助金等の交付により造成された基金や交付金については、補助事業者のみならず間接補助事業者まで記載すること。

イ 入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、1者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）については、その理由及び改善策を記載すること。

ウ レビューシートを活用する際の利便性向上を図る観点から、支出先の法人番号を記載すること。

⑨ 各府省庁は、レビューにおけるエビデンスに基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の議論に資するため、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

⑩ 事業内容の理解に資する資料を適宜添付することは望ましい取組であるが、必要な情報を効率よく伝達するため資料の分量は最小限のものとする。

（4）事業所管部局による点検

事業所管部局は、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく記載する。その際、以下の点に特に留意するものとする。

- ・事業にどのような課題（会計検査院、総務省行政評価局や財務省予算執行調査による問題点の指摘等を含む。）があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的な説明を行うこと。
- ・事業の効果検証や妥当性の検証に当たっては、成果目標や代替的な目標に照らし、実績に基づいて定量的に行うこと。
- ・レビューシートには、事業所管部局による点検を行った結果として「評価」を記載することとされているが、「評価に関する説明」欄において、当該「評価」をどのような根拠に基づき行ったのか十分に説明すること。
- ・事業の効果や効率化がどの程度進んでいるかなど経年での変化についても記載すること。

2 外部有識者による点検

（1）外部有識者の選任

- ① 各府省庁は、外部有識者を複数名選任し、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むものとする。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、必要性・有効性・効率性の観点から、点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

③ 外部有識者の選任や、(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に関係する審議会、検討会等（点検対象事業が審議対象に含まれる審議会、検討会等のみならず、それらの上位の審議会、検討会等を含む。）の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

④ 各府省庁が選任する外部有識者が②及び③に照らして不相当であると認められる場合は、事務局は、各府省庁に対し、意見を述べることができる。

⑤ 各府省庁は、選任した外部有識者のリストを各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

(2) 外部有識者会合

① 各府省庁は、(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは(1)①に掲げる外部有識者に期待される役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。また、必要に応じ、事務局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設けるものとする。

ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整

イ 当該府省庁におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省庁におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）

- ③ 各府省庁は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ④ 政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催など一体的な運用に努めるものとする。

(3) 対象事業の選定

- ① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。
- ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）
- イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの（類似事業を継続する場合に限る）
- ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第4部の1）の対象となったもの
- エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの
- なお、アに該当する事業のうち、前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものは翌年に点検を外部有識者に求めるものとする。

- ② チームは、①のほかに、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
- ・前年度の補正予算に計上された事業
- ・1（3）⑧イに該当する支出先又は契約先を含む事業
- ・事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業

を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

- ③ 外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることがで

きる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

- ④ 外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

（4）所見欄への記入

- ① チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの上記の欄に記入する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

- ② 外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を記入する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

（5）外部有識者への情報提供等

各府省庁は、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

（6）外部有識者所見の取扱い

- ① 各府省庁は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

- ② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。

ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。

イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に記載する。

（7）外部有識者による講評

各府省庁は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、各府省庁におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う機会を設けなければならない。直接講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。講評の場に出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を与えるものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会及び原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長（委員長に事故がある場合、各委員会があらかじめ定める委員長を代理する者を委員長とみなす。）に対して講評することができるものとする。

3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施

(1) 対象事業の選定

- ① チームは、2（3）の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額

が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省庁において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。

- ④ 各府省庁は、公開プロセス対象事業の数を当該府省庁の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省庁は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
- ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。
- ⑦ 事務局は、各府省庁が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省庁に対し、対象事業を追加させることができる。

（2）外部有識者の選定方法

- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、各府省庁が3名を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が3名を選定する。各府省庁は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。
- ② 各府省庁においては、2（1）で選任した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に選任し、公開プロセスに参加させることができる。

（3）事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省庁は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から

資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省庁を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

(4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。
- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。

外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」の4つのいずれかに投票することとする。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとおり。

なお、選択肢について、外部有識者によって受け止め方が異なることのないよう、チームは、外部有識者会合の場などを活用し、外部有識者間で事前に認識を共有するものとする。

 - ・ 廃止：「事業目的に重大な問題がある」、「地方自治体や民間等に委ねるべき」、「効果が見込めない事業内容や実施方法となっている」などの状況にあり、事業の存続自体に問題があると考えられる場合
 - ・ 事業全体の抜本的な改善：事業の存続自体を問題とするまでには至らないが、事業全体として「事業内容が事業目的の達成手段として有効でない」、「資金が効率的に使われていない」、「効果が薄い」など、十分に効果的・効率的な事業となっておらず、事業内容を大幅かつ抜本的に見直すべきと考えられる場合
 - ・ 事業内容の一部改善：より効果的・効率的な事業とするため、事業の中の一部のメニューの改廃、事業実施方法や執行方法の一部の改善等によって、事業内容の一部を見直すべきと考えられる場合

- ・現状通り：特段見直す点が認められない場合等

⑥ 取りまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及び取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及び取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢を基本とし、票数が分散した場合等には、時間を延長して外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指すものとする。

⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、⑤の選択肢の中から評価結果を確定させた上で、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。

⑧ チームは、公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントを、レビューシート of 所定の欄に記入するものとする。

(5) 結果の取扱い

評価結果及び取りまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省庁の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省庁は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) 点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省庁においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳正な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(2) 所見欄への記入

チームは、点検結果を所見としてレビューシート of 所定の欄に記入するものとする。この場合、3（4）⑤に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を記入するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省庁は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に分かりやすく記述するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見や公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントと異なる内容となる場合には、その理由を具体的に記載することとする。

5 点検結果の公表等

(1) レビューシートの公表

各府省庁は、事業の目的、事業概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・使途、支出先上位10者リスト、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、翌年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

各府省庁は、レビューにおけるEBPMの議論に資するため、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省庁は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。

6 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成、公表

- ① 事業所管部局は、前年度事業のほか、
 - ・現年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）
 - ・翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）についても、レビューシートを作成する。

当該レビューシートには、事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動目標・活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入する。

- ② 各府省庁は
 - ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
 - ・新規要求事業については、翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、公表を行う。

なお、新規事業は、前年度事業と同時期に、別途、事務局が示す様式に従って事業単位を整理するものとする。

- ③ 各府省庁は、レビューにおけるEBPMの議論に資するため、新規事業及び新規要求

事業についても、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

- ① チームは、新規事業及び新規要求事業について、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に具体的に記入する。
- ② 各府省庁は、チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映することとする。
- ③ 各府省庁は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、
 - ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
 - ・新規要求事業については翌年度予算概算要求の提出期限後 2 週間以内に、それぞれ公表するものとする。

第3部 基金の点検等

各府省庁は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うものとする。また、各府省庁は、国からの出資により事業を実施している場合には、毎年度、執行状況等を分かりやすい形で公表するものとする。

1 基金シート（基金点検票）について

(1) 基金シート等の作成、公表

各府省庁は、基金のうち、公益法人等に造成された基金について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、基金シート及び公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、基金シート及び「一覧表」を公表するものとする。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

(2) 基金シートの作成対象となる基金

基金シートの作成の対象となる基金は、次の①～④の全ての条件に該当するものとする（2(1)～(4)により地方公共団体等保有基金執行状況表を作成、公表している基金を除く。）。

① 造成の原資

国から交付された資金（補助金・交付金・貸付金・拠出金等）の名称や資金の交付方法（直接交付・間接交付）の別を問わず、国から交付された資金（地方交付税交付金を除く。）の全部又は一部を原資として造成したものであること。

② 資金の保有期間等

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。なお、保有される資金の名称（〇〇積立金、〇〇勘定、〇〇資金等）の如何は問わない。

ア 国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているもの（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に係る運営費交付金債務を除く。）。

イ 上記目的の如何にかかわらず、2年を超えて資金が保有されているもの。

ウ 資金の保有の有無にかかわらず、貸付等（出資を含む。以下同じ。）の事業を実施するもののうち、返済等を原資として複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を行うもの。

③ 基金残高

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

- ア 前年度末に基金残高を有するもの(既に廃止が決定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを含む。)
- イ 基金を用いて行う事業(以下「基金事業」という。)の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基金残高が無くなったもの(新規募集の終了後、補助事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理など後年度において費用が発生する事務のみを実施するもの等を含む。)
- ウ 前年度末に基金残高を有していないが、基金を原資とする貸付等の残高を有するもの。

④ 基金の造成法人等

国から直接交付又は間接交付された資金により次に掲げる法人等に造成したものであること。

- ・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 基金シートの担当府省庁

基金シートの作成・公表の担当府省庁は、次のとおりとする。

- ① 基金の造成に充てられた資金を予算計上した府省庁が、当該基金の基金シートの作成・公表等を行う。また、複数の府省庁において、同一の基金事業に係る資金が予算計上されている場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ基金シートを公表する。
- ② 復興庁で計上した予算について、各府省庁からの資金交付により、基金が造成された場合は、各府省庁の協力を得て、復興庁において取りまとめて公表する。他の移替経費についても予算を計上した府省庁が取りまとめて公表する。

(4) 基金シート等の公表の時期等

① 公表時期

各府省庁において作成した基金シートについて、9月末を目途に公表を行う。また、「一覧表」は基金シートの公表と併せて公表する。

② 公表単位

・基金事業別に基金シートを作成するものとする。なお、基金事業の単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配慮し、適切な基金事業の単位を設定するものとする。

・公表に当たっては、基金と基金事業との対応が明確になるよう同じ基金で実施している基金事業をまとめて掲載するなど、一覧性に配慮するものとする。

(5) 基金シートを通じた基金の点検等

各府省庁における基金シートを通じた基金の点検に当たっては、「基金基準」及び「基金の再点検について」（令和3年12月9日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり厳格に点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うものとする。

① 基金の点検等

ア 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないように過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

イ 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業については、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や、経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ウ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

エ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

オ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられる。レビューシートや基金シートにおける成果目標の達成状況などを踏まえ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点からチームは、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、他事業に比べて過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

2 地方公共団体等保有基金執行状況表について

(1) 地方公共団体等保有基金執行状況表の作成、公表

各府省庁は、地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成し、公表するものとする。

(2) 執行状況表の作成対象となる基金

執行状況表の作成の対象となる基金は、1（2）①～③に定める条件及び次の基金の造成団体等に係る条件の全てに該当するものとする。

・基金の造成団体等

次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 国から直接交付又は間接交付された資金を原資として基金を造成した地方公共団体

イ 国から資金交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資として基金を造成した次に掲げる法人等

・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 執行状況表の担当府省庁

執行状況表の作成・公表の担当府省庁は、1（3）のとおりとする。

(4) 執行状況表の公表の時期等

① 公表時期

各府省庁において作成した執行状況表について、9月末を目途に公表を行う。

② 公表単位

執行状況表のうち、総括表は基金の造成原資別とし、個別表については基金の造成団体等別とする。

(5) 地方公共団体等基金の精査等

各府省庁は、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、1（5）を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すものとする。

3 出資状況表の作成・公表等

(1) 出資状況表の担当府省庁

国から出資を受けた法人等を所管する府省庁が出資状況表の作成・公表を行うものとする。また、複数の府省庁により同一の法人等を共管している場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表において公表する。

(2) 出資状況表の作成・公表

各府省庁は、別途事務局が定める様式等により、出資状況表を作成し、9月末を目途に公表を行うものとする。

第4部 行政改革推進会議による検証等

1 行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省庁の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するものとする。

2 秋の年次公開検証の実施

レビューシートの公表後に、秋の年次公開検証（以下「秋のレビュー」という。）を実施する。また、公開性を担保するほか、公開方法の充実や双方向性の確保などにより、国民の関心を高めるものとする。

各府省庁は、秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映することとする。

3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

(1) 各府省庁は、行政改革推進会議からの求めに応じ、レビューの取組に係る報告等を行うものとする。

(2) 事務局は、1及び2の意見等に対する各府省庁の対応状況について、適時にフォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

4 チーム責任者会合の開催

各府省庁のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

第5部 その他重要事項

1 優良な事業改善の取組の積極的な評価

(1) 各府省庁による自主的な事業改善の取組の評価

- ① 各府省庁において、チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価するとともに、府省庁内に普及させていくものとする。

なお、優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途にレビューシートとともに評価内容等を各府省庁のホームページにおいて公表することとする。

- ② 自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的内容を記載するものとする。

- ③ 優良事業改善事例の選定に当たっては、次の観点を考慮するものとする。

ア 事業効果や執行実態を把握・分析した上で、事業内容や執行上の課題が的確に抽出されていること。

イ 事業内容について、課題を踏まえた有効な改善がなされていること。

ウ 事業改善の取組において、独創性や創意工夫が発揮されていること。

エ グッドプラクティスとして共有可能な汎用性のある取組であること。

(2) 優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

各府省庁は、優良事業改善事例を参考として、積極的な事業改善に努めるものとする。

2 その他重要事項

(1) 国民へのレビューの周知広報等

- ① 事務局は、公表されたレビューシートや基金シートを元に、レビューに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省庁に伝達するとともに、行政改革推進会議による検証等に活用するものとする。

- ② 事務局は、データの集計や府省庁横断的な分析・検証に資するよう、レビューシートの主要事項についてデータベースを作成・公表し、主要政策・施策及び主要経費別の表示も可能とする等、国民による利活用の促進を図るものとする。

- ③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的・効率的な周知・広報に努める。

(2) 人事評価への反映

各府省庁は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

(3) 職員の資質向上等

- ① 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。
- ② チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシート各記載項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例として用いるものとする。

(4) その他レビューの実施に必要な事項

事務局は、レビューの適切な実施のために必要と認めるときは、各府省庁に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。各府省庁は、事務局から求めがあった場合には、適切に対応するものとする。

本実施要領のほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省庁においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本実施要領や事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省庁があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

(別紙)

行政事業レビューにおける点検の対象外の事業について

以下の事業については、行政事業レビューにおける点検の対象外とする。

① 個別事業と直接関連づけることが困難な共通経費

- ・ 人件費（定員管理している国家公務員に限る。）
- ・ 各府省庁の事務的経費（「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上・執行している分に限る。）

※ 類似経費として取り扱うものの参考基準については参考参照

② 国債費、地方交付税交付金

③ そのほか、別表の対象目整理表で対象外としているもの。

(参考)

類似経費として取り扱うものの参考基準

- 1 名称が「〇〇府省庁共通経費」ではないが、一般行政経費として扱っているもの。
例：〇〇庁共通費（〇〇庁一般行政に必要な経費）
- 2 共通経費に計上していないが、一般行政経費として取り扱っているもの。
例：〇〇〇〇総合研究所（〇〇〇〇総合研究所に必要な経費）
〇〇業務費（〇〇大学校に必要な経費）
- 3 特別会計の業務（事務）取扱費（業務（事務）取扱いに必要な経費）
- 4 共通経費に計上しているが、一般行政経費として扱っていないもののうち、
 - ① 法令に基づき設置されている審議会の経費
 - ② 職員に直接支出する旅費のみで構成されている事業
- 5 予算上、個別事業と関連づけできるため共通経費以外の（項）に計上している事務的経費で、正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費のみで構成されている事業（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）。

注）これらの経費について、各府省庁の判断で、行政事業レビューにおける点検対象とすることを妨げるものではない。

(別表)

対象目整理表

目番号	目	対象／非対象	備 考
01	議員歳費	×	立法府経費のため
02	職員基本給	○	定員管理している国家公務員に係る人件費のみ対象外
03	職員諸手当	○	〃
04	超過勤務手当	○	〃
05	諸手当	○	
06	雑給与	○	
07	報償費	×	現在用途を明らかにしているものは対象
08	旅費	○	
09	庁費	○	
10	原材料費	○	
11	立法事務費	×	立法府経費のため
12	議員調査研究費	—	該当なし
13	渡切費	—	該当なし
14	委託費	○	
15	施設費	○	
16	補助金の類	○	
17	交際費	○	
18	賠償償還及び払戻金	○	
19	保証金	×	訟務関係のため
20	補償金	○	
21	年金及恩給	○	
22	他会計へ繰入	×	繰入れ先の支出目で対象か否か判断
23	貸付金	○	
24	出資金	○	
25	供託金利子	×	訟務関係のため
00	公共事業関係費の目	○	
	その他（予備費）	×	使用時は支出目で対象か否か判断

注)「○」は対象であることを、「×」は非対象であることを意味する。

また、「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上しているものは対象から除く。